

「郡山市いのち支える行動計画」 2023(令和5)年度評価報告

～「ウェルビーイング」の実現を目指して～

2023(令和5)年度事業結果・評価



2024(令和6)年9月

郡山市

目 次

「郡山市いのち支える行動計画」評価報告

(2023(令和5)年度事業結果・評価)

概 要

「郡山市いのち支える行動計画」について

- 1 本計画の目指すもの 1
- 2 2023(令和5)年度の主な実施内容 2

報 告

- 3 本市の自殺の現状 5
- 4 本市の自殺の特徴 7
- 5 評価 14
- 6 今後の課題について 17
- 7 施策の体系図 19
- 8 郡山市いのち支える行動計画 進捗状況
 - (1) 4つの基本施策 20
 - (2) 6つの重点施策 28

参考資料

- 自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路） 40
- 郡山市いのち支える行動計画「自死と自殺」用語の使い方について . . . 41
- 郡山市自殺対策基本条例 43
- 郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱 47

「郡山市いのち支える行動計画」評価報告

(2023 (令和 5) 年度事業結果・評価)

2024 (令和 6) 年 9 月

郡山市自殺対策基本条例（平成 29 年郡山市条例第 36 号）第 20 条により、本市における自殺の概要及び「郡山市いのち支える行動計画」（(2019 (平成 31) 年 3 月策定、2024 (令和 6) 年 3 月改訂)）に基づく、施策の「2023(令和 5)年度実施状況」及び「評価」について報告します。

1 本計画の目指すもの

「誰一人自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向け、2022 (令和 4) 年 10 月 14 日に閣議決定した「自殺総合対策大綱※」において、国は、2026 (令和 8) 年までに人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を 2015 (平成 27) 年と比較して、30%以上減少させることを目標にしています。

これを踏まえ、本市では国や県と方向性を同じくし、「2015 (平成 27) 年の自殺死亡率：19.1」を 2025 (令 7) 年までに、30%以上減少させることを目指しています。

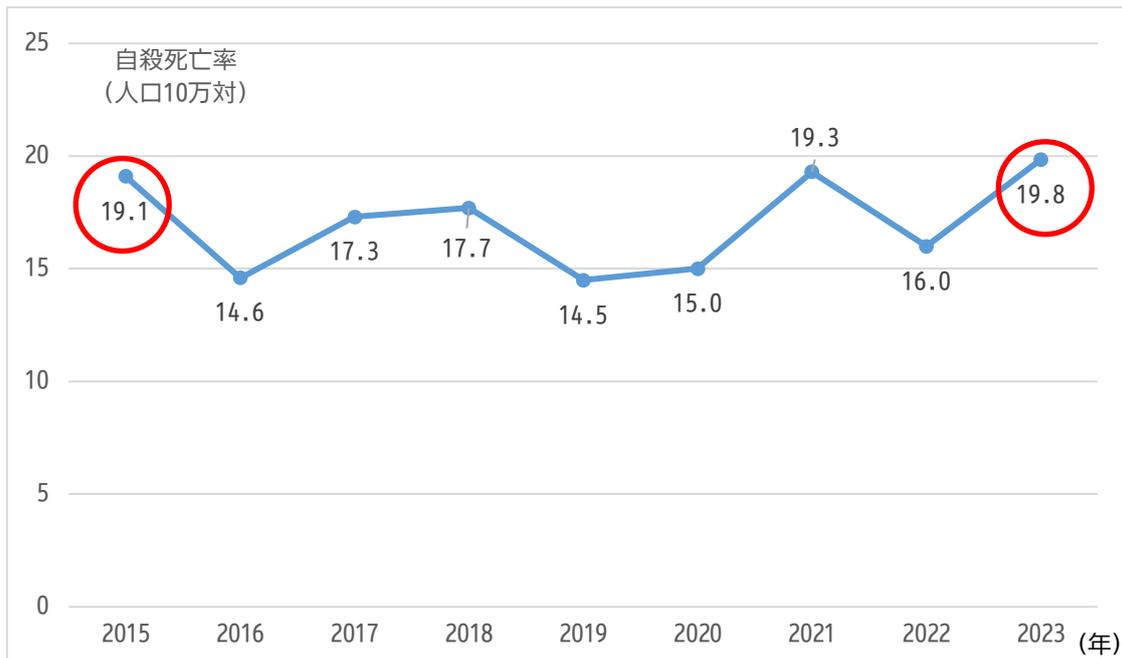
※自殺対策基本法・自殺総合対策大綱については、厚生労働省HPを参照。



【計画の目標である自殺死亡率】

	2005 年 (平成 17 年)	2015 年 (平成 27 年)	2023 年 (令和 5 年)	2025 年 (令和 7 年)
自殺死亡率 (人口 10 万人 当たりの自殺者数)	29.8	19.1	暫定値 19.8	目標値 13.4

【郡山市の自殺死亡率の推移】



※出典:2015年～2022年 人口動態統計より郡山市が作成

2023年 厚生労働省：地域における自殺の基礎資料より郡山市が作成

※各年の値は、1月から12月までの集計結果

- ・計画の目標となる自殺死亡率は、2020(令和2)年まで減少傾向にありました。
- ・コロナ禍の2021(令和3)年に増加し、2022(令和4)年には減少しましたが、2023(令和5)年の暫定値では増加傾向にあります。

2 2023(令和5)年度の主な実施内容

5月

(1) 郡山市自殺対策推進庁内委員会

5月12日に自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年度第1回自殺対策推進庁内委員会を開催しました。

委員会では、郡山市いのちを支える行動計画の進捗状況について協議し、国の新たな自殺総合対策大綱と第4次福島県自殺対策推進行動計画の内容を踏まえ、計画改訂に向け、今後の方向性を共有しました。

(2) オンライン相談「KOKOROBO」の導入

東北の自治体として初めて、5月25日からオンライン相談「KOKOROBO」が導入されました。

オンライン相談「KOKOROBO(ココロボ)」相談実績

2023/5/25(利用開始日)～2024/3/31		計
アクセス件数(利用件数)		540
アクセス件数のうち(登録件数)		205
ストレスチェック件数(データ提供同意者)		86
AIチャットボット(こころコンディショナー)活用件数		31
臨床心理士によるオンライン相談件数		0

出典：国立精神・神経研究センター(NCNP)

(3) ゲートキーパー養成研修の開催

7月21日に国際医療看護福祉大学校で若年層向けゲートキーパー養成研修を開催しました。

その後、若年層向けのゲートキーパー養成研修は、市内高校3校、大学1校で開催し、延べ584名の参加がありました。



高校で実施の様子

(4) 自殺予防パネル展

9月5日から14日まで、国と県の定める自殺対策強化月間に合わせて、ザ・モール郡山店と郡山市立中央公民館及び中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。



ザ・モール郡山店での展示の様子

(5) 自殺予防街頭キャンペーン (官民協奏)

9月11日午前6時30分から郡山駅西口駅前広場で、郡山駅を利用する通勤・通学者向けに、自殺対策啓発グッズを2,400部配布しました。

キャンペーンは、郡山市セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会、福島県理容生活衛生同業組合郡山支部、JT(日本たばこ産業株式会社)、人権擁護委員、福島いのちの電話、チャイルドラインこおりやま、郡山市男女共同参画課、セーフコミュニティ課から35名の協力を得て、官民協奏により実施しました。



自殺予防街頭キャンペーンの様子



自殺予防街頭キャンペーン参加者

(6) 自殺予防講演会の開催

10月31日に郡山市総合福祉センターで、支援者向けに福島県立医科大学看護学部小児・精神看護部門講師 佐藤 利憲氏を講師に招き、未遂者支援に関する講演会を開催し、78名の参加がありました。



未遂者支援に関する自殺予防講演会の様子

11月16日郡山市役所特別会議室で、若年者の支援者向けに、福島県医科大学医学部災害こころの医学講座 主任教授 前田 正治氏を講師に招き、自殺予防講演会を開催し、52名の参加がありました。

12
月

12月1日から13日まで、郡山市男女共同参画課が主催する人権擁護月間普及啓発事業に合わせて、郡山市民プラザでパネル展を開催しました。

12月13日には、郡山市役所特別会議室で、会津こころと脳のクリニック 院長 後藤大介医師を講師に招き、市民向けゲートキーパー養成研修を開催しました。その他市民向けゲートキーパー研修を計8回開催し、延べ208名の参加がありました。



市民向けゲートキーパー養成研修会の様子

2
月

2月13日には、郡山市中央公民館 多目的ホールで、慶応義塾大学医学部精神・神経科学教室 専任講師 菊地 俊暁 氏を講師に招き、市民向け自殺予防講演会を開催し、92名の参加がありました。



市民向け自殺予防講演会の様子

3
月

3月1日から11日まで、中央公民館、イトーヨーカドー郡山店、中央図書館で自殺予防パネル展を開催しました。

郡山市が発行する「広報こおりやま」に、自殺対策の特集記事「誰もが、自分を大切にできる社会へ」を掲載し、ゲートキーパーや自殺対策に取り組んでいる方からのインタビュー記事を掲載しました。

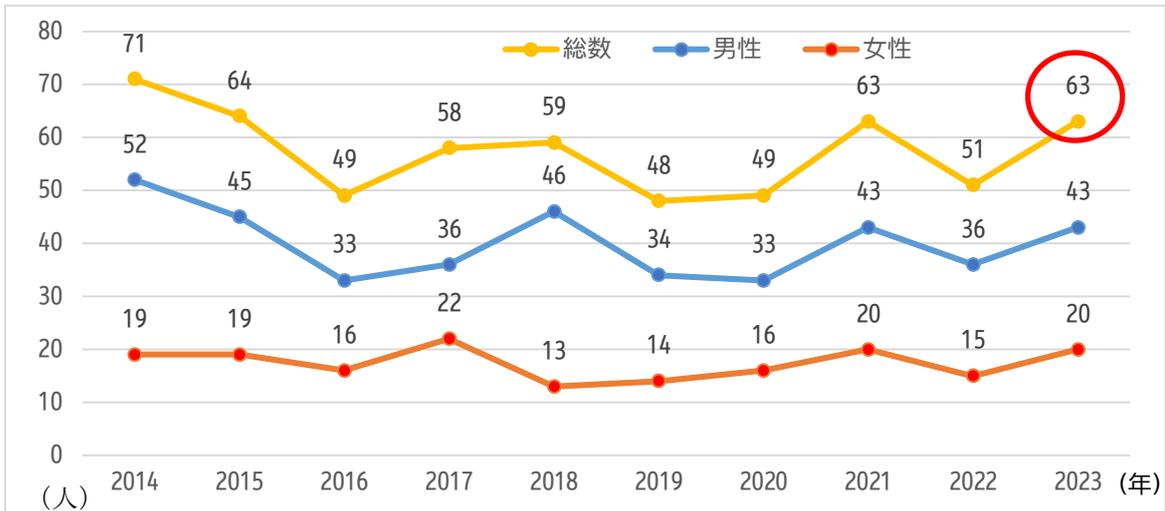


「広報こおりやま」 自殺対策特集記事の一部

3 本市の自殺の現状

(1) 自殺者数・男女別自殺者数の推移

(2014(平成 26)年～2023(令和 5)年の 10 年間の推移)



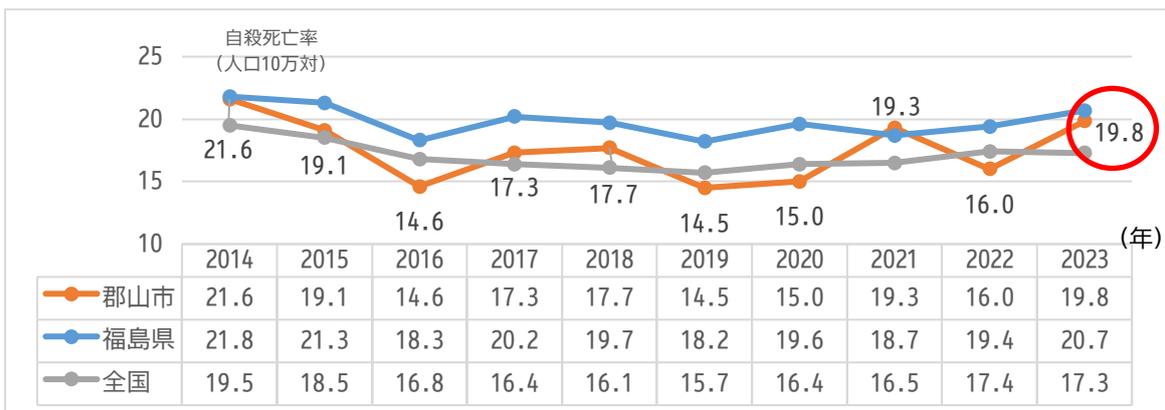
出典：2014年～2022年 人口動態統計より郡山市が作成

2023年 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より郡山市が作成

- ・本市の自殺者数は、2014(平成 26)年から 2020(令和 2)年まで減少傾向にありましたが、2021(令和 3)年には増加に転じました。
- ・男女別では、男女ともに自殺者数が増加傾向にあります。

(2) 自殺死亡率の推移

(2014(平成 26)年～2023(令和 5)年の 10 年間の推移)



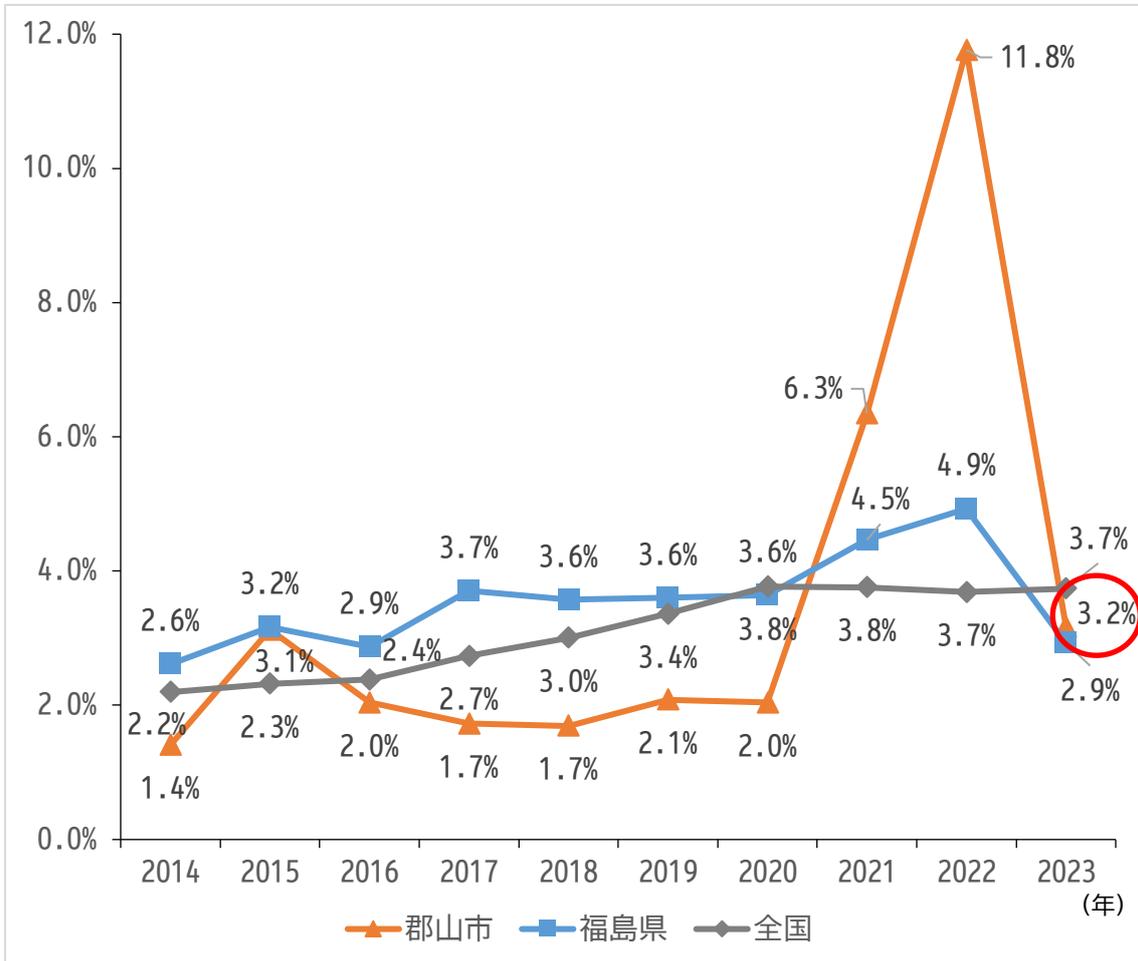
出典：2014年～2022年 人口動態統計より郡山市が作成

2023年 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より郡山市が作成

- ・本市の自殺死亡率は、2014(平成 26)年から減少傾向にあり、県より下回っていました。
- ・2021(令和 3)年に国、県を上回り増加し、その後増減を繰り返しています。

(3) 自殺者数における未成年者の割合の推移

(2014(平成26)年～2023(令和5)年の10年間の推移)



出典：2014年～2022年 人口動態統計より郡山市が作成

2023年 厚生労働省 地域における自殺の基礎資料より郡山市が作成

- 本市の自殺者数における未成年者の割合は減少傾向にあり、国・県よりも下回っていましたが、2021(令和3)年に増加に転じ、国・県を大きく上回りました。
- 2022(令和4)年にピークを迎え、2023(令和5)年には全国平均を下回りました。

4 本市の自殺の特徴

人口動態統計、自殺統計（警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」）及び **特別集計**（警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもの）の3種類の資料に基づき、本市で「自殺の現状」に関する各種データを作成しました。

「郡山市重点パッケージ」は、「本市の主な自殺の特徴」の「上位5区分」の性別・年代などの特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に、厚生労働省の調査研究法人である、いのち支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル 2023」に基づき、記載しております。

郡山市重点 パッケージ

高齢者、生活困窮者、勤務・経営、子ども・若者

～いのち支える自殺対策推進センター「地域自殺実態プロファイル 2023」より～

現状 郡山市の自殺者数

⇒2018(平成 30)年から 2022(令和 4)年までの 5 年間合計：270 人

(内訳：男性 192 人、女性 78 人)

出典：地域自殺実態プロファイル 2023 より

(1) 本市の主な自殺の特徴

自殺者数 5年計	上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の 危機経路
1位	男性 60歳以上 無職同居	40	13.3%	37.5	失業(退職)→生活苦+介護の 悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位	男性 40～59歳 有職同居	34	11.3%	20.3	配置転換→過労→職場の人間 関係の悩み+仕事の失敗→う つ状態→自殺
3位	男性 20～39歳 有職同居	30	10.0%	26.7	職場の人間関係/仕事の悩み (ブラック企業)→パワハラ+ 過労→うつ状態→自殺
4位	女性 60歳以上 無職同居	27	9.0%	14.5	身体疾患→病苦→うつ状態→ 自殺
5位	男性 60歳以上 無職独居	25	8.3%	126.9	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来性生活への悲 観→自殺

出典：地域自殺実態プロファイル 2023 より

- ・本市の主な自殺の特徴として、「上位5区分」の「背景にある主な自殺の危機経路」では、「仕事に関わる事案」から「うつ状態」になるケースが多い傾向にあります。

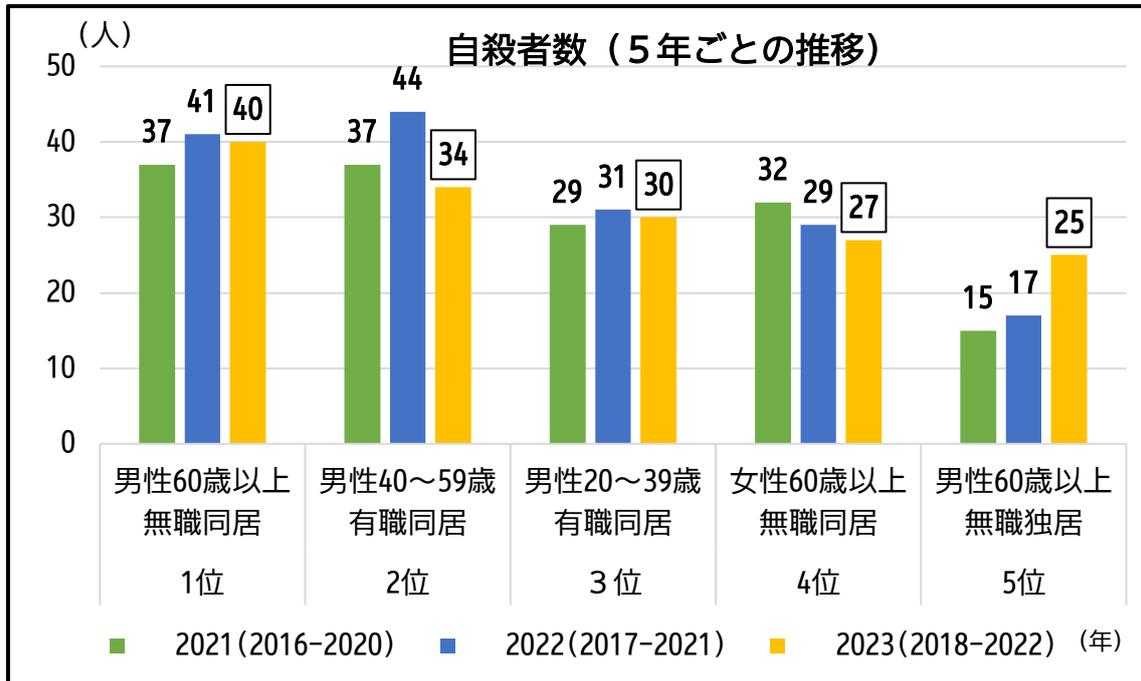
(2) 本市の主な自殺の特徴上位5区分の比較

(過去3年の地域自殺実態プロフィールでの比較)

自殺者数 5年計	プロフィール 2021 より (2016～2020 年)	プロフィール 2022 より (2017～2021 年)	プロフィール 2023 より (2018～2022 年)
1 位	男性 60 歳以上無職同居	男性 40～59 歳有職同居	男性 60 歳以上無職同居
2 位	男性 40～59 歳有職同居	男性 60 歳以上無職同居	男性 40～59 歳有職同居
3 位	女性 60 歳以上無職同居	男性 20～39 歳有職同居	男性 20～39 歳有職同居
4 位	男性 20～39 歳有職同居	女性 60 歳以上無職同居	女性 60 歳以上無職同居
5 位	男性 40～59 歳無職同居	男性 40～59 歳無職同居	男性 60 歳以上無職独居

- ・「男性 40～59 歳有職同居」と「男性 60 歳以上無職同居」は、1 位と 2 位を入れ替えながら高止まりしており、男性に対する自殺対策が必要とされています。

①自殺者数の推移

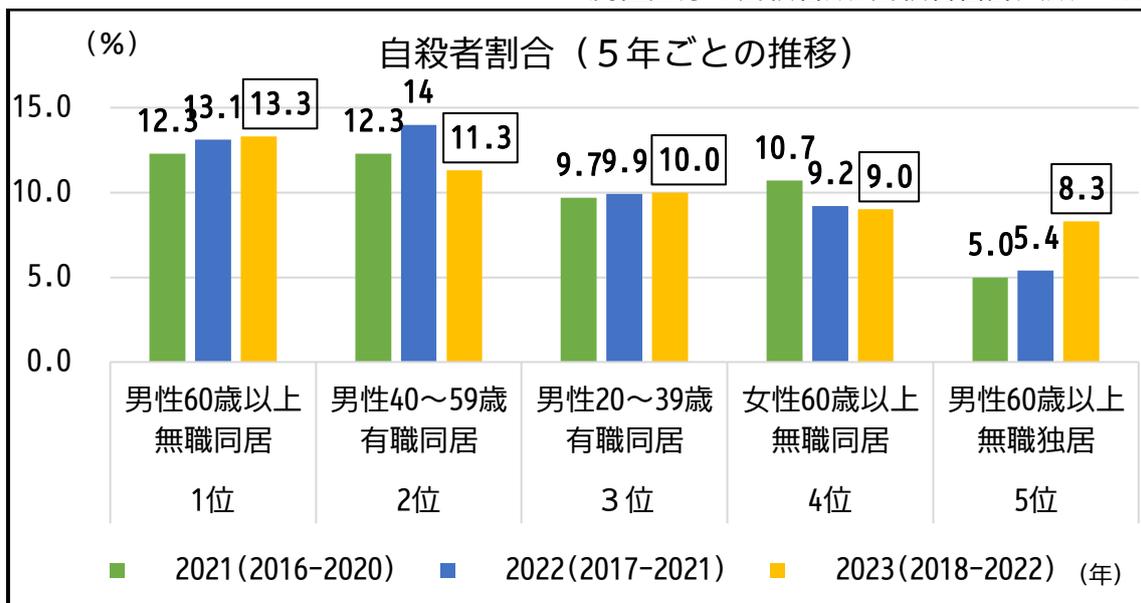


(地域自殺実態プロファイル 2021～2023 に基づき郡山市作成)

- ・各世代の自殺者数は、減少傾向にありますが、「男性 60 歳以上無職独居」が、増加傾向にあります。

②自殺者の割合

属性区分の自殺者数/自殺者合計人数×100

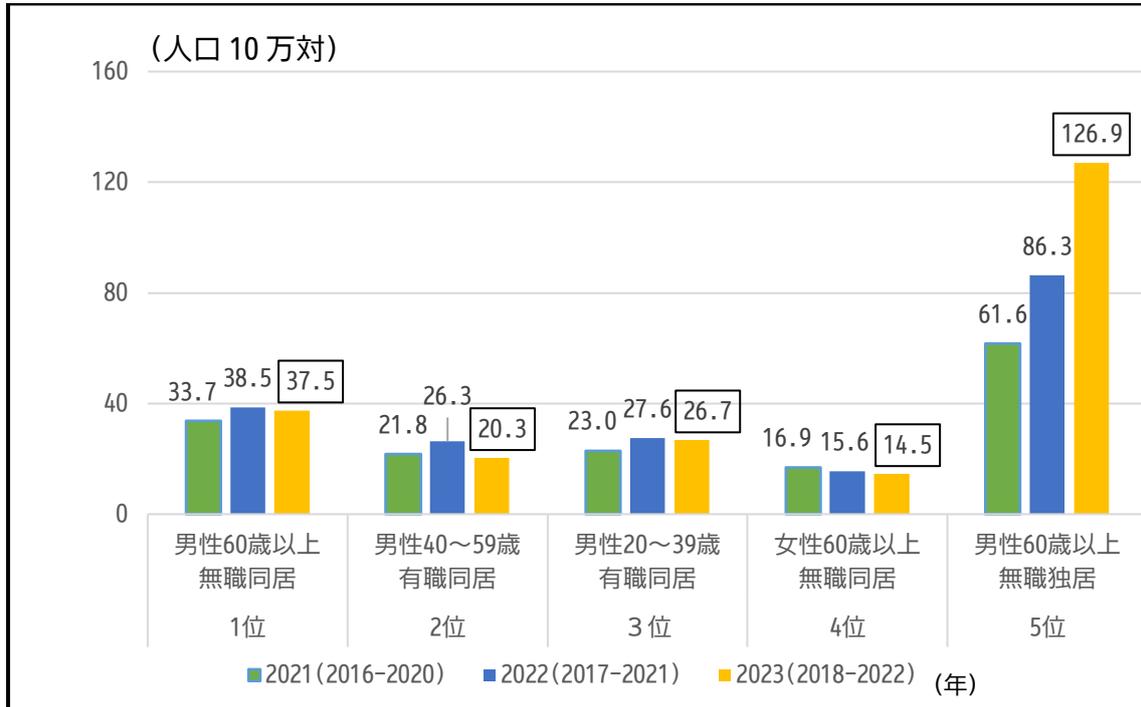


(地域自殺実態プロファイル 2021～2023 に基づき郡山市作成)

- ・男女の自殺割合を比較すると、「男性 40～59 歳有職同居」、「女性 60 歳以上無職同居」を除き、男女各年代で増加傾向にあります。

③自殺死亡率(人口10万対)の推移

属性区分の自殺者数/属性区分の合計人数×100,000

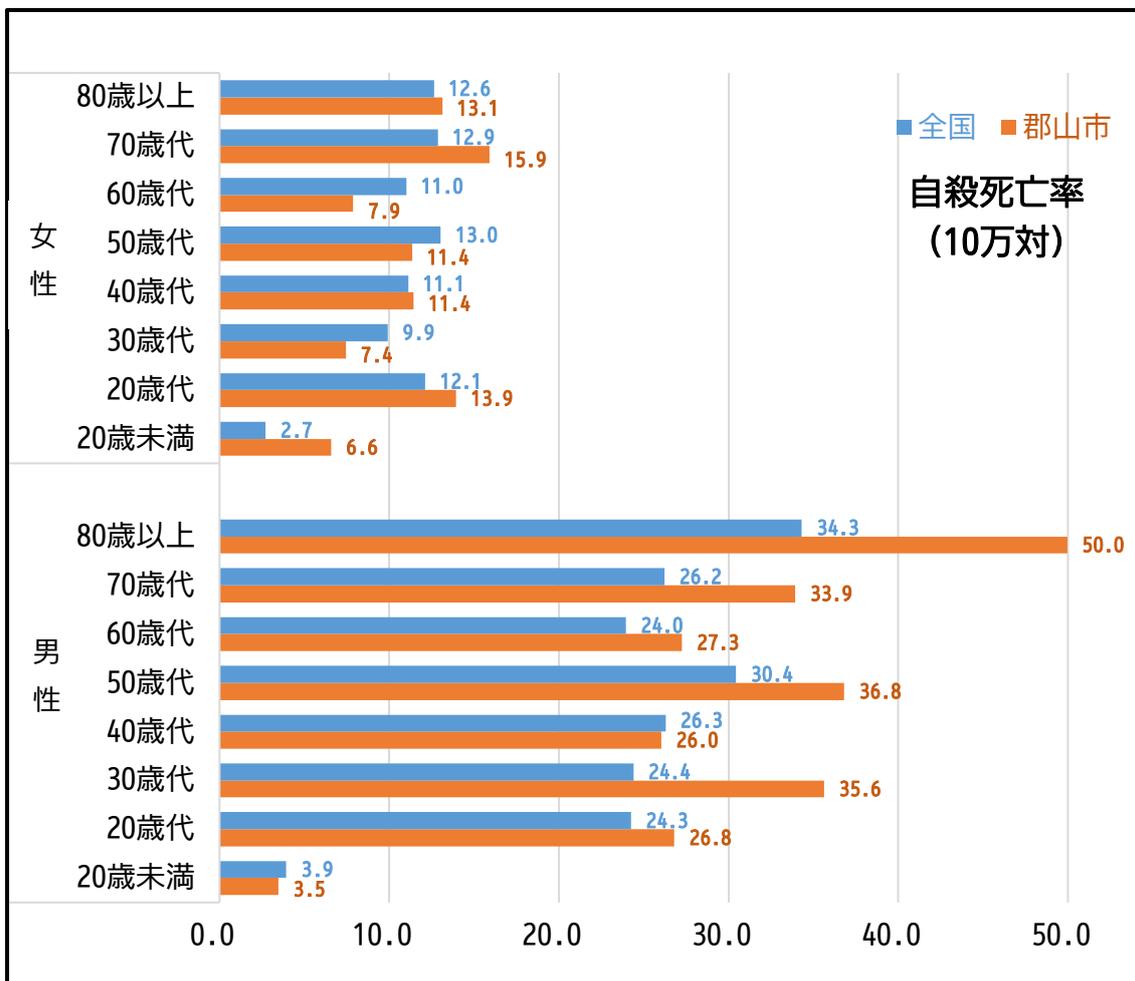


(地域自殺実態プロフィール 2021～2023 に基づき郡山市作成)

・「男性60歳以上無職独居」は、自殺率で見ると高い状況にあります。

(3) 自殺者の性・年代別自殺死亡率(人口10万対)

(2018(平成30)年~2022(令和4)年の5年間の平均)

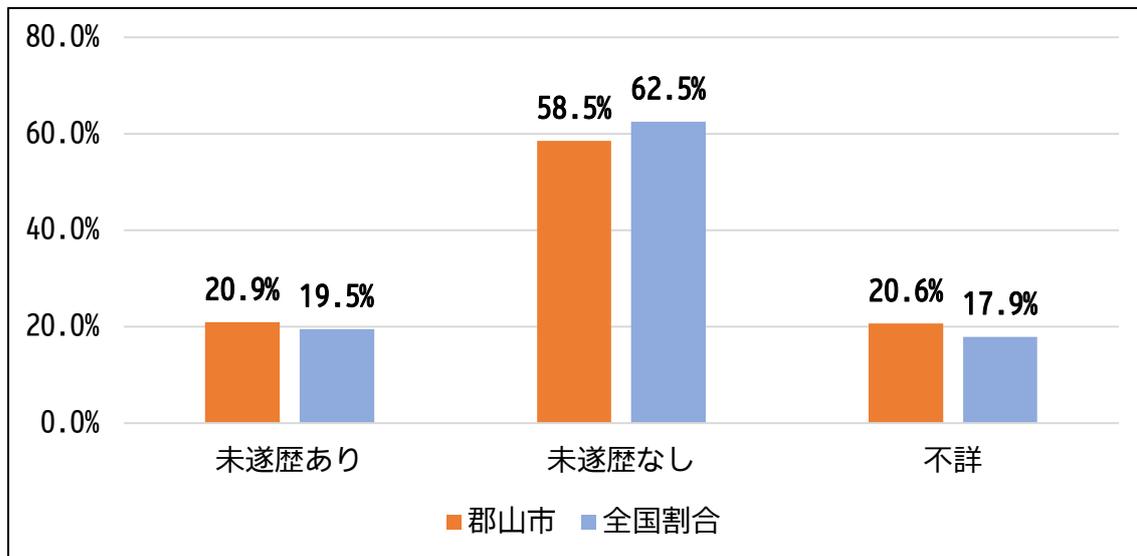


(地域自殺実態プロファイル 2021~2023 に基づき郡山市作成)

- ・全国ではすべての年代で女性よりも男性の方が、自殺率が高い状況にあります。
- ・郡山市では、20歳未満を除き、男性が女性よりも自殺死亡率が高い状況にあります。
- ・全国との比較では、郡山市の男性自殺死亡率は、20歳未満及び40歳代を除いた全ての年代で全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の女性自殺死亡率も、全国比較で、30歳代、50歳代、60歳代以外は、全国より高い状況にあります。
- ・郡山市の自殺死亡率を年代別にみると、男性では、80歳以上が最も多く、次いで、50歳代、30歳代が高い状況にあります。女性では、70歳代、20歳代、80歳以上の順に高い状況にあります。
- ・未成年者においては、20歳未満の女性が全国より倍以上高い状況にあります。

(4) 自殺者における未遂歴の有無

(2018(平成30)年～2022(令和4)年の5年間の平均)



(地域における自殺の基礎資料をもとに郡山市が作成)

- ・自殺者における「未遂歴あり」の方は、全国が19.5%、郡山市が20.9%で、郡山市は全国と比較し、1.4%高い状況にあります。
- ・郡山市の「未遂歴あり」の方は、「未遂歴なし」の方の約1/3になります。

(5) 本市の年代別死因順位 (全死因から疾病を除く)

(2018(平成30)年~2022(令和4)年の5年間の累計)

年齢層	1位		2位		3位	
10代	自殺	13人	交通事故	2人	溺死・溺水	1人
20代	自殺	24人	交通事故	2人	/	/
			転倒・転落	2人		
			窒息	2人		
			中毒	2人		
30代	自殺	39人	窒息	2人	溺死・溺水	1人
			中毒	2人	交通事故	1人
				火災	1人	
40代	自殺	40人	交通事故	5人	転倒・転落	2人
					溺死・溺水	2人
					窒息	2人
50代	自殺	45人	交通事故	8人	火災	7人
60代	自殺	40人	窒息	11人	交通事故	10人
70代	自殺	37人	転倒・転落	19人	窒息	18人
80代	窒息	46人	溺死・溺水	34人	自殺	27人
	転倒・転落	46人				
90代以上	転倒・転落	42人	窒息	34人	自殺	5人
					溺死・溺水	5人
全年齢	自殺	270人	転倒・転落	125人	窒息	120人

出典：2018~2022 人口動態統計より郡山市が作成

- ・本市の年代別死因順位 (2018(平成30)年~2022(令和4)年の5年間の累計) では、全死因から疾病を除いた外的要因による死因で、「10~70歳代」と幅広い年齢層で自殺が1位を占め、交通事故による死亡の約4倍です。
- ・若い年代では、自殺者数が減少しない状況で10代では増加傾向にあります。

5 評価

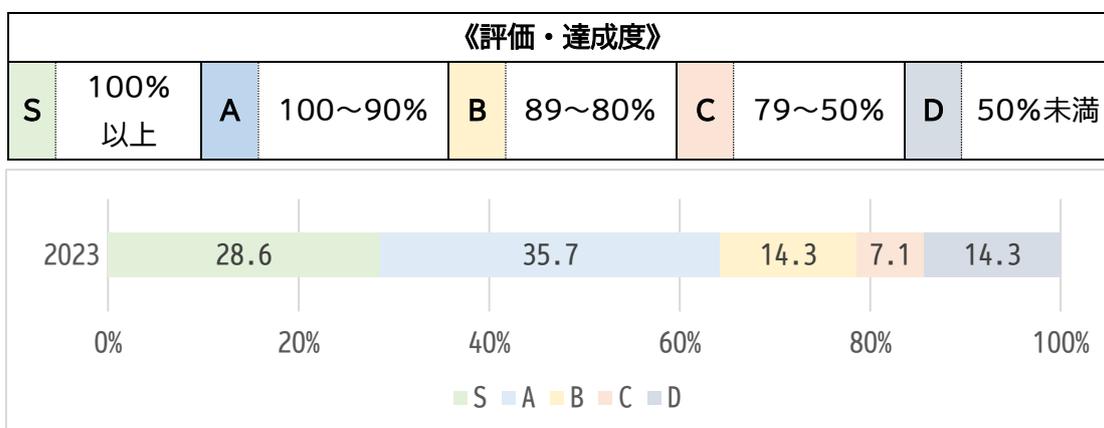
(1) 年次評価の考え方

「郡山市のいのちを支える行動計画」（改訂版）において、実施事業を適正に評価・検証するため、施策ごとに新たに評価指標を設定し、取組事業の成果とともに定量的に評価しました。

基本施策・重点施策の評価指標については次ページを、各課における具体的な取り組みの進捗状況については、20 ページ以降を参照ください。

(2) 評価方法

定量的に評価可能な評価指標 14 項目について、目標値（2025 年度）と比較して達成割合を「S」～「D」の 5 段階で評価しました。



【評価指標】

- ・2023 年度時点で目標値を 90%以上達成した指標は、全体の約 64%（9 項目/14 項目中）でした。
- ・一方で目標値の 50%未満の達成度である指標（2 項目/14 項目中）については、直接的な参加者数などを目標にしており、コロナ禍を経て事業内容や実施方法等の見直しを行ったことが影響していると思われます。

【4つの基本施策に基づく各課事業（計 37 事業）】

- ・本来の事業目的である生きがいつくりや高齢者向け施策が、「結果自殺予防に寄与している」と担当部署で評価しました。

【6つの重点施策に基づく各課事業（計 51 事業）】

- ・保健、福祉分野の事業は担当部署において、自殺予防に寄与していると評価しているものが多くみられました。

【総括】

- ・自殺対策は、時代の変化を捉え庁内全体で取り組む必要があります。
- ・「自殺の現状」及び「特徴」を「自殺対策推進庁内委員会」や「セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会」においてさらに分析を重ね、E B P Mに基づき自殺対策を実施していく必要があります。

【郡山市いのち支える行動計画 基本施策・重点施策 評価指標】

施策	目標項目	中間評価・ 計画改訂時 2022 年度	2023 年度	目標値 2025 年度	進捗状況 目標値に対す る達成度%	判定
【基本施策1】 地域におけるネッ トワークの強化	セーフコミュニティの認 知度	43.20 %	43.20 %	45.00 %	96%	A
	民生委員の訪問・連絡活 動件数	74,490 件	75,638 件	71,500 件	106%	S
【基本施策2】 自殺対策を支える 人材の育成	ゲートキーパー養成研修 参加者数	1,222 人	867人	400人	217%	S
【基本施策3】 住民への啓発と周 知	自殺に対する相談窓口の 認知率	68.30 %	68.30 %	70%	98%	A
【基本施策4】 生きることの促進 要因への支援	精神科医、精神保健福祉 士等による電話、来所相 談件数	387人	363人	300人	121%	S
	市民の文化・スポーツ活 動団体数	210団 体	184団 体	227団 体	81%	B
	音楽・文化イベント参加 者数	186,229 人 (2018)	44,549 人	187,000 人	24%	D
【重点施策1】 勤務・経営問題に 対する自殺対策の 推進	市内有効求人倍率	1.73	1.67	※目標値 の設定無 し	—	—
	新規高等学校卒業就職者 の県内企業への就職率	99.60 %	99.40 %	100%	99%	A
【重点施策2】 高齢者支援の充実	通いの場の登録者数	2,500 人	2,360 人	3,962 人	60%	C
	介護サービス提供事業所 数	156ヶ 所	173ヶ 所	211ヶ 所	82%	B
	認知症高齢者SOS見守 りネットワーク連絡会参 加団体数	119団 体	124団 体	135団 体	92%	A
	郡山市の健康寿命	男性： 79.84歳 女性： 84.37歳 (2020)	男性： 79.51歳 女性： 84.11歳 (2021)	平均寿命 の増加を 上回る健 康寿命の 増加	—	—
	65歳以上で要支援以上 の認定を受けていない方 の割合	81.70 %	81.80 %	76.30 %	107%	S

【重点施策3】 生活困窮者支援の 充実	生活保護世帯の割合	1.98%	1.98%	※目標値 の設定無 し	—	—
	借金問題相談者数	215 件	266 件	※目標値 の設定無 し	—	—
	生活保護受給者等の一体 的就労支援事業における 就職率	78.5%	67.2%	※目標値 の設定無 し	—	—
	自立相談支援事業におけ る相談者のプラン作成件 数	75 件	51 件	131 件	39%	D
【重点施策4】 子ども・若者支援 の充実	市立学校いじめ認知件数	1,753 件	1,986 件	※目標値 の設定無 し	—	—
	自分にはよいところがあ ると思う市内児童生徒の 割合	小学校 75.6% 中学校 68.4%	小学校 82.2% 中学校 78.6%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—
	将来の夢や目標を持っ ている市内児童生徒の割合	小学校 83.8% 中学校 72.8%	小学校 84.7% 中学校 69.8%	全国学力 状況調査 の全国平 均を上回 る	—	—
【重点施策5】 女性支援の充実	民間企業における女性管 理職の割合	12%	労働基本 調査実施 なし	30%	—	—
	社会全体における男女の 地位が平均だと思う人の 割合	17.40 %	アンケ ート実施 なし	30%	—	—
	20～40 代の女性の就業 割合	71.90 %	労働基本 調査実施 なし	80%	—	—
	女性相談窓口への相談件 数	829 件	1,055 件	※目標値 の設定無 し	—	—
【重点施策6】 自殺未遂者・自死 遺族支援の充実	自損行為の市内救急搬送 件数	105 件	127 件	※目標値 の設定無 し	—	—
	自殺未遂者支援研修の参 加人数	78 人 (2023)	78 人	80 人	98%	A

【評価指標：全 27 項目】 目標値（2025 年度）と比較して達成割合を区分	
・ S（100%以上）：4 項目	} 合計 14 項目
・ A（100～90%）：5 項目	
・ B（89～80%）：2 項目	
・ C（79～50%）：1 項目	
・ D（50%未満）：2 項目	
・ 評価できず（目標値の設定無し等）：13 項目	

6 今後の課題について

2024（令和6）年3月に「郡山市いのち支える行動計画」を改訂しました。

その際、2022（令和4）年3月に福島県が策定した「第4次福島県自殺対策推進行動計画」、2022（令和4）年10月14日に閣議決定された「自殺総合対策大綱」、厚生労働大臣から自殺対策の調査研究を実施する法人として指定を受けている、いのち支える自殺対策推進センターによる「地域自殺実態プロファイル2023」を基に、本市では、重点的に自殺対策を行う必要がある課題を、以下の3点に整理しました。

重点課題	2023（令和5）年度の実施状況と今後の課題
重点課題1 「勤労・経営問題への対策」	<ul style="list-style-type: none">各課事業として実施しているものの、庁内をはじめ、地域の業界団体との連携が課題。国や地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要。
重点課題2 「子ども・若者への対策」	<ul style="list-style-type: none">2023（令和5）年度から新規事業として「SOSの出し方に関する教育」を開始。今後は、「教育推進のためのさらなる連携強化」と、「子ども・若者の悩み解消支援」「居場所づくりの推進」が必要。
重点課題3 「女性への対策」	<ul style="list-style-type: none">各課事業として実施し、自殺予防につながると担当課で評価しているものもあるが、困難な問題を抱える女性への支援や、女性のライフステージに合わせた支援の充実が必要。

【重点課題1】 勤務・経営問題への対策

「地域自殺実態プロファイル」の「地域の主な自殺者の特徴」で、自殺者の割合で最も多いのが「男性 40～59 歳有職の同居者あり」の区分であり、コロナ禍の経済的な影響が強く反映されていると考えられます。

必要な対応

- ◆庁内産業観光部や商工会議所、労働基準監督署、中小企業家同友会、企業との連携推進
- ◆職域でのゲートキーパー養成研修の開催

【重点課題2】 子ども・若者への対策

郡山市は、2021(令和3)年から自殺者数における未成年者の割合が急激に増加しています。原因としては、コロナ禍による「接触機会の減少」や「交流機会の減少」、「相談機会の減少」が大きく影響していると考えられます。(自殺者数/未成年者の割合：6P参照)

また、サポートが必要な多感な時期に、「対面による交流機会の減少」や「相談機会が減少・制限されたこと」は、大きなストレスとしてメンタルヘルスの不調に繋がり、心身に不調をきたす「子どもや若者」が増加したと考えられます。

必要な対応

- ◆小中学校及び高等学校、大学等との連携推進、SOS 出し方教育の開催
- ◆不登校支援、居場所づくり、オンライン相談等 DX の推進

【重点課題3】 女性への対策

郡山市は、「20 歳未満の女性自殺率」が全国平均よりも高く上昇傾向にあります。また、2022(令和4)年 10 月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」においても、「女性に対する支援の強化」が求められています。

今後は、心の不調がある女性に対し、関係機関との連携による早期支援を行うほか、メンタルヘルスや自殺予防の各種取組、相談窓口の情報発信を通じて、あらゆる世代の女性に対する「自殺対策の強化」が必要となります。

必要な対応

- ◆妊産婦支援、DV相談・就職支援、困難な問題を抱える女性の支援

郡山市いのちを支える行動計画 進捗状況確認表【4つの基本施策】

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点 を評価ください。	令和6年度の実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化								
(1)セーフコミュニティをはじめとした市内・地域における連携・ネットワークの強化								
1	セーフコミュニティ推進事業	セーフコミュニティを中心とした協働による安全で安心なまちづくりを推進します。また、市内の推進体制の充実を図り、全庁構造的なセーフコミュニティ活動を推進します。さらに、企業との連携や啓蒙の充実を図ります。	市民部	セーフコミュニティ課	セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、構成団体以外の連携を固めながら開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策委員会：年7回開催【委員会の活動内容】・郡山市のちを支える行動計画の改定に向けて意見交換 ・例年開催していた街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行った ・新たな相談方法として、国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの検討や提案→導入に結びついた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺予防に関する協議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓蒙のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行う。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークショップの作成を検討する。 	
2	自殺対策推進事業(市内委員会・セーフコミュニティ推進協議会)	自殺予防を図るため、「生きることの包括的支援」に係る市内関係機関・セーフコミュニティ推進協議会・自殺予防対策委員会との連携により総合的な自殺対策の推進を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、最新の自殺統計を考慮し、構成団体以外の団体等との連携を固めながら年6回開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防対策委員会：年7回開催【委員会の活動内容】・郡山市のちを支える行動計画の改定に向けて意見交換 ・例年開催していた街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行った ・新たな相談方法として、国立精神・神経医療研究センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの検討や提案→導入に結びついた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフコミュニティ推進協議会自殺予防対策委員会は、自殺対策に関する協議を年6回開催する。 ・自殺予防の普及啓蒙のため9月の自殺対策週間(国)、3月の自殺予防月間(県)に合わせて街頭キャンペーンやパネル展示を一緒に行う。 ・若者向け自殺予防の取り組みとしてワークショップの作成を検討する。 	
3	多文化共生推進事業	国際化及びユニバーサルデザインの推進から、外国人住民等の利便性の向上を図るとともに、観光誘客及び交流人口の増加を図るため、情報媒体の多言語化のほか、外国人住民等とのコミュニケーション能力の向上を推進します。	文化スポーツ部	国際政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・リビングガイド改定(こみやま内容改定) ・生活情報動画作成(こみやま内容改定) ・外国人住民参加防災ワークショップの開催 ・窓口対応向上セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・リビングガイド改定(こみやま内容改定) ・生活情報動画作成(こみやま内容改定) ・外国人住民参加防災ワークショップの開催 ・外国人住民参加防災ワークショップの開催 ・窓口対応向上セミナーの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・リビングガイド改定(こみやま内容改定) ・生活情報動画作成(こみやま内容改定) ・外国人住民参加防災ワークショップの開催 ・外国人住民参加防災ワークショップの開催 ・窓口対応向上セミナーの開催 	
(2)特定の問題に対する連携・ネットワークの強化								
4	精神保健福祉事業(家族教室、家族相談等)	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓蒙を図るため、家族教室・家族相談等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、下記開催を推進する ①こころの健康相談 54回 ②精神科医22回・臨床心理士32回 ③精神科保健福祉士電話相談49回 ④心の健康に関する講演会の開催(統合失調症・うつ病・ひきこもり等) ⑤アルコール等家族教室開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族教室は、特定の問題に対する連携・ネットワークの強化に寄与し、地域におけるネットワークの強化に有効な事業である。 ・教室によっては、参加者の固定化や参加人数の減少もあり、内容を見直す必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族教室のうち、統合失調症とうつ病家族教室は休止とする。 ・ひきこもり家族教室：4回 ・アルコール等家族教室：6回 	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価してください。	令和6年度の実施計画
5	精神障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、相談者のニーズに合わせた指導や助言を行うとともに、福祉制度が効果的に活用できるような、人材の育成・確保や社会資源の活用等の体制整備を図ります。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	事業所保健・感染症課	・事務局会議(12回)及び運営会議(12回)に参加し、議題の検討を行った。 令和5年度は、障害者福祉プランの検討があったため、毎月事務局会議と運営会議が開催された。	・事務局会議及び運営会議に参加し、議題の検討を行う。 ・自立支援連絡協議会の事務局会議及び運営会議に参加することは、精神障がい者が抱える問題の把握、課題解決の検討の機会となっている。	令和6年度の実施計画
6	難病患者等地域支援対策推進事業(難病医療相談会)	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談会や研修会等を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	保健福祉部	①難病医療相談会 指定難病338疾患のうちバーキンソン病・筋神経系疾患・潰瘍性大腸炎選定し3回実施 ②訪問看護士等研修会の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらすすめていく	①難病医療相談会 難病患者生活の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目的に、指定難病341疾患のうちテーマ別に2回実施。 ②訪問看護士等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。	
7	避難行動要支援者避難支援体制管理事業	高齢者や障がい者等の災害時の安全確保を図るため、避難支援体制の管理を行います。 ○避難行動要支援者支援システムの導入	保健福祉部	保健福祉部	保健福祉部	地域の互動による力での避難支援を求めているものの、地域全体の高齢化や地域コミュニティ希薄化等により、隣近所の近隣協力者に対して助けを求めにくいという課題を抱えている。今年度も「要支援者一覧表配布」は、毎年配布している団体協力員を維持している。	引き継ぎ、避難行動要支援者を民生委員等による調査及び本人等からの申請により、避難支援に必要な情報を台帳に登録することにも、その情報を支援する町内会や自主防災組織、消防本部等関係機関を共有し、避難所までの避難支援及び避難所での生活の支援体制を整備する。	
8	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重される、守られる社会づくりを推進するため、人権意識の普及を目指します。	市民部	男女共同参画課	男女共同参画課	LGSTQ相談員養成講座 ・第一部基調講演36人(動画配信28人) ・第2部ワークショップ(19人)	令和5(2023)年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行を受けて実施した講座によって、理解の増進と相談体制づくりを推進することができた。	①講座 1回
(3)DXを活用した自殺の情報収集・分析								
9	SDGs推進 全世代健康都市圏事業	健康をキーワードに、連携中級都市圏における、医療・介護情報等を多角的に分析し、EHP(エビデンス・ベースド・ヘルス・ポリシー：根拠に基づいた健康政策)の策定や疾病構造や介護認定状況、それに至る原因等を把握すること、各種保健事業・介護予防事業等を広域中級連携都市圏で一体的に実施し、ICTを活用した健康寿命の延伸対策など、EBM(エビデンス・ベースド・メダシス：根拠に基づいた医療)を進めることにより、すべての世代の方たちが健康で生きいきと暮らせるまちづくりを目指します。 ○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施 ○経営者向け健康づくり研修会の実施	保健福祉部	保健所健康政策課	保健福祉部	令和5(2023)年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行を受けて実施した講座によって、理解の増進と相談体制づくりを推進することができた。	令和3、4年度に実施した福島県立医科大学との共同研究の成果報告会を実施し、成果報告会を受けて、現場での活用を促すため関係団体へ意向調査を行い、「介護予防(いきいき百歳体操)」と「介護意識の重点化(予防)」の2テーマに絞り込むことができた。 健康づくりキャンペーンの一環で「心と体の健康応援サポータープロジェクト」において本市の健康課題や各種健康づくり情報等発信を行い、サイトの周知と計画より上回り、市民の健康づくりに関する意識の高まりに寄与することができた。	○医療・介護情報等の分析データを活用した健康づくりキャンペーンの実施
10	自殺対策推進事業(オンライン相談KOKOROBO)	自殺対策推進事業(オンライン相談KOKOROBO)が運営するオンライン相談KOKOROBOの積極的な周知(ウェブサイト、SNS、パンフレット等)を行います。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	保健福祉部	令和5(2023)年5月25日より利用開始 アクセル件数(利用件数):540件 ストレスチェック件数:205件 AIチャットボット活用件数:86件 臨床心理士によるオンライン相談件数:0件 (出典:国立精神・神経医療相談センター(NCNP))	・利用開始初年度であるが、1か月あたり49.1人のアクセルがあり、新たな相談方法として有効である。 ・幅広い市民の周知、啓発に努めていく必要がある。 ・今後、オンライン相談KOKOROBOの利用実績(出典:国立精神・神経医療相談センター)を分析し、自殺予防策の推進を図る。	・国立精神・神経医療相談センターが運営するオンライン相談KOKOROBOの積極的な周知(ウェブサイト、SNS、パンフレット等)を行う。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成								
市民・保健福祉分野専門職を対象とする研修の実施								
11	自殺対策推進事業 (ゲートキーパー養成研修)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に關する知識の普及啓発のために、こおりやま広域圏の職員・市民・保健福祉分野専門職等を対象としたゲートキーパー養成研修を開催します。	保健福祉部	保健福祉課	新型コロナウイルス感染症対策後の自殺率などを見ながら、生活などに強い影響を及ぼす可能性が高い、若年層、勤労者への支援に力を入れる内容でゲートキーパー養成研修、自殺予防講演会を開催する。併せて、自殺の危機にある方に接する機会が多い職種を対象として、実践的な内容の研修会を開催する。	・ゲートキーパー養成研修を、下記のとおり開催した 出前講座：7回 (118人) 市民向け：7回 (40人) 若年層向け (市内高校、専門学校・大学)：5回 (584人) 市民向け：2回 (125人) →計：15回 (867人) ・自殺予防講演会を、下記のとおり開催した 若年者向け：1回 (52人) 市民向け：1回 (92人)	・ゲートキーパー養成研修は、若年層及び広く市民を対象に実施している。 ・令和5年度は、地域の団体等からの出前講座の依頼により参加者は増え、自殺予防にかかる普及啓発につながった。 ・実施後のアンケート結果から、7割強の方から理解できたと意見を聞いている。	・ゲートキーパー養成研修を、若年層及び広く市民を対象に実施する。
12	介護人材確保育成支援事業	介護サービス事業所に従事する者や介護サービス事業の発展・普及の推進を図るため、介護サービスの向上に資する人材の育成を目的として、介護サービス事業所を支援する人材の育成を目的として、介護サービス事業所の職員や介護サービス事業の向上を図ります。また、介護未経験者が介護に関する基本的な知識等を身につけることにより、介護分野への参入のきっかけをつくり、人材確保を支援します。	保健福祉部	介護保険課	介護未経験者を対象とした入門的研修を年1回、介護保険事業所職員や介護サービス事業の運営者に対する人材育成セミナーを年5回開催する。	・入門的研修：年1回開催 ・人材育成セミナー：年5回開催 【研修・セミナーの活動内容】 ・入門的研修は計画以上の参加となり、併せて就労支援も実施した。 ・人材育成セミナーは、新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、対面開催により実施して、令和5年度の参加者は118人となった。	令和5年度同様、介護未経験者を対象とした入門的研修を年1回、介護保険事業所職員や介護サービス事業の運営者に対する人材育成セミナーを年5回開催する。	
13	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、基幹相談支援センターにおいて、総合的な相談支援業務に当たる相談支援員の育成等を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7か所) ・基幹相談支援 (1か所)	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7か所) ・基幹相談支援 (1か所)	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7か所) ・基幹相談支援 (1か所)

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
基本施策3 住民への啓発と周知								
こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発								
14	人権啓発活動推進事業	お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、守られる社会づくりを推進するため、人権擁護思想の普及を自覚します。	市民部	男女共同参画課	①人権啓発キャンペーン6回 ②講演会1回	人権啓発キャンペーン8回実施した。また、講演会は「人とのつながり」という観点から「誰もが人間らしく尊重しあえる社会を目指して」をテーマに、1回開催した。	人権啓発キャンペーンは、うねめ踊り流しなどの各イベントで積極的に、啓発効果を上げることができた。また、講演会では、満足度が96%と高く、参加者への人権意識の普及・高揚を図ることができた。	①人権啓発キャンペーン (令和6(2024)年度から、講演会は指定管理者が実施)
15	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となつて取り組み、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指します。	市民部	男女共同参画課	①男女共同参画推進事業表彰の実施 ②さんかく教室の実施 ③「シンフォニー」2回発行	①郡山市男女共同参画推進事業表彰事業 4者表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」 ・メニュー講座13回(1,133人) ・フリートラブル講座2回(64人) ③おひらきやま男女共同参画情報紙「シンフォニー」発行…2回発行(生戸配布)	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰することによって「働きやすい職場」づくりを推進できた。 ②「さんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。 ③「シンフォニー」掲載の記事により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。	①郡山市男女共同参画推進事業表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施 (「シンフォニー」発行は令和5年度で完了)
16	自殺対策推進事業(自殺予防講演会)	自殺予防を図るため、自殺対策に携わる人材の育成や自殺予防に関する知識の普及啓発のため、自殺予防講演会を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	①本市の自殺に関する実態把握と周知を行う。 ②自殺予防の啓発活動(街頭キャンペーン・パネル展示、講演会など)を積極的に行う。 ③相談窓口いろいろなリーフレット等の配布や配置を関係機関に依頼する。	・自殺予防講演会を、下記のとおり開催した 未遂者支援：1回(78人) 若年者向け：1回(52人) 市民向け：1回(92人) ・自殺予防の啓発活動を行い、相談窓口リーフレットを18,000部配布した。	・自殺予防講演会をはじめ、当該事業はこころの健康づくり、生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与しているものである。 ・特に「未遂者支援」は、今まで開催したことのないテーマ。対象者であったが参加者からは好評であったため次年度も開催を検討していく。	・自殺予防講演会は、対象者や内容を検討し年3回開催する。
17	精神保健福祉事業	こころの健康の保持増進や精神疾患の早期発見・治療、正しい知識の普及啓発を図るため、市民心の健康講座を開催します。	保健福祉部	保健所保健・感染症課	新型コロナウイルス感染症対策の見ながら、下記開催 ①こころの健康相談 54回 (精神科医22回・臨床心理士32回) ②精神保健福祉士電話相談49回 ③こころの健康に関する講演会の開催 ④家族教室(統合失調症・うつ病・ひきこもり等)4回(15人) ⑤アルコール等家族教室開催	令和5年度 開催状況と参加人数 ①こころの健康相談 49回(79人) ②精神科医による相談 22回(31回(56人)) ③精神保健福祉士による電話相談 49回(284名) ④心の健康に関する講演会の開催・開催し こころのサポート一環成健祥：3回(101人)を開催 ⑤家族教室(人数は別途) (統合失調症)：2回(24人)・うつ病：4回(19人)・ひきこもり：4回(15人) ⑥アルコール等家族教室8回(20人)	・市民心の健康に関する講演会は開催無しであったが、新たに心のサポート一環成健祥を3回開催した。 ・当該事業は、こころの健康づくり・生きることの支援について正しい知識の普及啓発に寄与しており、次年度も開催を検討していく。	・心のサポート一環成健祥は、市職員、教職員、市民を対象とし、年3回開催する。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
基本施策4 生きがいづくり								
(1)居場所・生きがいづくり								
18	コミュニケーション等支援事業	手話の普及と聴覚障がい者等への理解促進を図るとともに、聴覚障がい者への日常生活や社会生活におけるコミュニケーション支援として手話通訳者や要約筆記者の派遣の他、ICTを活用した遠隔手話サービス(テレビ電話)を実施します。	保健福祉部	障がい福祉課	聴覚障がい者が日常生活や医療、法律、行政機関等での手話等に依る日常生活において、情報伝達の手段として欠かすことのできない手話についての理解促進と普及を図るとともに、手話通訳者及び要約筆記者の派遣とICTを活用した遠隔手話サービスを実施する。	手話についての理解促進と普及、啓発を図るとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣として活用した遠隔手話サービスを実施し、聴覚障がい者の生活に支障をきたさないコミュニケーション支援を推進する。 ・手話通訳者派遣件数 3,027件 ・要約筆記サービス件数 900件 ・聴覚障がい者派遣件数 83件 ・手話の普及啓発、通訳者等の養成(手話の普及啓発、通訳者等の養成) ・団体向け手話講座 45回 受講人数 1,658名 ・手話研修員養成講座 35回 受講人数 65名 ・手話通訳者養成講座 22回 受講人数 29名	聴覚障がい者に対する、手話通訳者等の派遣は、聴覚障がい者の日常生活、社会生活に欠かすことのできないコミュニケーション支援である。 手話通訳者派遣件数は、計画を上回ったことであるが、手話の普及啓発や手話通訳者等の養成を実施することにより持続可能な支援体制を整えている。	
19	ふれあいピック大会開催事業	障がい者(児)の体力の増進と社会参加の促進を図るため、ふれあいピック(合同運動会)を開催します。	保健福祉部	障がい福祉課	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック(合同運動会)を開催する。	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、「ふれあいピック 23」を開催した。 開催日：令和5年10月14日 参加人数：196名(14団体)	ふれあいピックは、障がい児、障がい者がスポーツやレクリエーションを通じて、健康の増進や社会参加の促進により、生きがいづくりにつながるものである。 新型コロナウイルス感染症の流行により開催中止が続き、参加者数は計画を下回ったが、障がい児、障がい者の生きがいづくりに必要な事業として継続する。	スポーツやレクリエーションを通じて、障がい児、障がい者の社会参加の促進のため、ふれあいピック(合同運動会)を開催する。
20	障害者地域生活支援拠点整備事業	障がい者の重度化、高齢化、親亡き後に取り組むため、緊急時の相談、対応、日中活動の体幹に繋げることができ体制構築します。	保健福祉部	障がい福祉課	制度の認知度が低いため、関係機関(包括支援センター、福祉士、福祉士等)等に周知を図る。	関係機関へ制度の周知を図った。	関係機関等にさらに働きかけ該当する障がい者の把握を引き続き行う。	
21	生涯学習支援事業	生涯学習機会の充実を図るため、市民が技能や知識を生かした達人先生活しとして実施する「生涯学習きらめきバンク」や市職員が講師として出向き、市政情報を伝える「きらめき出前講座」を実施します。	教育総務部	生涯学習課	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師情報の提供、更新 ②きらめき出前講座の実施 講座情報の提供、更新	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師情報の提供、更新 ②きらめき出前講座の実施 受講者数 10,492件	①生涯学習きらめきバンクの実施 講師情報の提供、更新 ②きらめき出前講座の実施 講座情報の提供、更新	
22	明るいまちづくり事業	地域の連帯意識を醸成するため、明るいまちづくり推進委員会協議会への活動支援や、花いっぱい運動の推進、危険個所の啓発を図ります。	教育総務部	生涯学習課	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険個所看板の設置 ④標語・川柳コンクール	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険個所看板の設置 ④標語・川柳コンクール 通年 参加数 255団体 配布数 47枚 応募数 3,461件	①啓発・広報活動 ②花いっぱいコンクール ③危険個所看板の設置 ④標語・川柳コンクール	
23	地区・地域公民館の定期講座等開催事業	地区・地域公民館において様々な講座を開催し、市民へ多様な学習機会の提供を図ります。	教育総務部	生涯学習課	青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり、世代間交流等を目的に、各講座等定期講座等を開催した。 ①講座開催数 234講座 ②講座参加者数 18,651人	地域課題解決を推進した講座を優先的に行うことにより、地域活性化を促進する取組みが各地域で展開されている。青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり、世代間交流等を目的に、市民の多様な学習ニーズに対応した定期講座等を開催した。また、若い世代や公民館に未経験な方などに対し、SNSを活用した情報提供を積極的に進めている。	各地区・地域公民館において、青少年の健全育成や高齢者の生きがいづくり、世代間交流等を目的に、市民の多様な学習ニーズに対応した定期講座等を開催する。また、若い世代や公民館に未経験な方などに対し、SNSを活用した情報提供を積極的に進めている。	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
24	ホールコンサート	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」を旨として、市役所本庁舎玄関ホールなど市民の身近な場所で開催し、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめるコンサートを実施します。	文化スポーツ部	文化振興課	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」を旨として、市役所本庁舎玄関ホールなど市民の身近な場所で開催し、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめるコンサートを実施する。	8月に市役所玄関ホール、9月に郡山市総合地方卸売市場、10月にイオンタウン郡山イベント広場を会場とし、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめる入場者の方々に観覧していただいた。	市内の複数箇所で開催し、市民の方の身近な場所で開催される機会を提供することのできる。また、ホールコンサート運営や内容のさらなる充実を図る。	
25	中央公民館の定期講座開催事業	街中に音楽があふれる「音楽都市こおりやま」を旨として、市役所本庁舎玄関ホールなど市民の身近な場所で開催し、市民が出演者・聴衆として音楽に親しめるコンサートを実施します。	教育総務部	中央公民館	新型コロナウイルス感染症の感染防止上の位置づけが変更される方針が決まったことを受けて、地域の若者の活性化を促すため、「ユースカレッジ木曜クラブ」「はやまニア」「ナイトカレッジ」の3つの講座を開催する。	市民学校21回、小学生を対象とした講座「キッズスクール」18回、ICT活用講座16回など合わせて83の講座を開催。合計参加人数 延べ1,357人	昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、8月から9月までの事業が開催できなかつたが、今年度は5月から講座を開催でき、受講者数も増加した。また、受講者の満足度も高く、受講希望者のニーズも高い。今後も、生涯学習都市の実現に向けて、幅広い世代に対応した質の高い事業を継続し、また、オンラインなどICTを積極的に活用することで、事業内容や講座メニューのさらなる充実を図る。	
26	勤労青少年ホーム事業	勤労青少年の余暇の有効活用と福祉の増進を図り、併せて雇用の促進へつながる教養講座を開催します。	教育総務部	勤労青少年ホーム	働き方改革などにより様々な余暇活動の充実や、地域の若者の活性化を促すため、「ユースカレッジ木曜クラブ」「はやまニア」「ナイトカレッジ」の3つの講座を開催する。	①青年学級「ユースカレッジ木曜クラブ」33回 ②郡山について学ぶ講座「はやまニア」6回 ③高度な知識を身につける講座「ナイトカレッジ」7回開催 合計参加人数 延べ527人	他自治体との交流や勤労青少年へのアンケートを実施し、ニーズの把握することにより、事業を創出し、努力のともにも、今年度はInstagramでの発信力を入れたことで、前年度より参加者数が増加した。今後もSNSでの情報発信やカリキュラムの工夫により、勤労青少年に必要な事業の充実を図る。	
(2)相談体制の充実及び生活等に係る包括的な支援								
27	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、在宅医療・介護連携に関する高齢者の支援にあたる専門職の方のための相談窓口を設置するなどの支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢化が進み、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれる中で、在宅医療と介護の連携を強化する必要があることから、地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参加する会議や研修等の開催に取り組むこと、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	在宅医療・介護連携支援センターへの相談件数が増加し、在宅医療・介護連携推進事業相談件数が減少している。在宅医療・介護連携推進事業相談件数が減少している。在宅医療・介護連携推進事業相談件数が減少している。在宅医療・介護連携推進事業相談件数が減少している。	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参加する会議や研修等の開催、市民への相談対応、ACP普及啓発に取り組み、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	
28	認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員配置・認知症ケアの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き継ぎ市民への高知啓発を図る。②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。③認知症カフェの開催支援④関係機関との連携強化	認知症初期集中支援チーム相談件数：1,172件 認知症初期集中支援チーム相談件数：1,497件 認知症地域支援推進員相談件数：15,197件 認知症カフェ参加者数：686名	①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き継ぎ市民への高知啓発を図る。②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつなげる支援を行う。③認知症カフェの開催支援④関係機関との連携強化	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	令和5年度実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が実施にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
33	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行います。 また、地域における相談支援の核となる役割を持つ障がい者専門相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援員の育成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談を相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7カ所) ・専任相談支援 (1カ所)	計画とおりの相談支援事業所に委託ができた。	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施
34	難病患者等地域支援対策推進事業(保健師等)による相談	難病患者やその家族の疾病等に対する不安を解消するため、相談等を行います。	保健福祉部	保健師保健課	①難病医療相談会 指定難病338疾患のうちパーキンソン病・筋神経系疾患・濃性糖尿病3回実施 ②訪問看護師等研修会の実施 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらすすめています	・難病医療相談会：2回開催(延べ25人参加) ・訪問看護師等研修会：1回(15名参加) ・保健師による相談指導・訪問指導等 相談・機能訓練・訪問指導実人数：621人 電話相談：延べ1,832人	・難病医療相談会を実施して、難病患者やその家族が疾患理解を深めることができた。併せて、同じ疾患の患者や家族が話す場を提供し、不安の軽減を図った。 ・保健師は、患者や家族から随時相談を受けており、地域生活を円滑に送れるように情報提供や電話訪問等を実施した。	①難病医療相談会 難病生活上の不安を軽減し、安心して日常生活が送れるよう支援することを目的に、指定難病341疾患のうちテーマ別に2回実施。 ②訪問看護師等研修会の実施 難病に対する訪問看護に必要な知識や技術の普及を目的に実施予定。
35	福祉まるごと支援事業	家族や地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズを踏まえ、「ダブルケア」や「8050問題」など、一つ一つの相談支援機関だけでは対応困難な課題の解決を支援するため、福祉まるごと相談員を市内3カ所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。 ○中央エリアの体制拡充	保健福祉部	保健福祉総務課	引き継ぎ関係機関に対する事業PRを行うべく、行政サービスや「ダブルケア」などの課題の解決を支援するため、福祉まるごと相談員を市内3カ所に配置し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築を行います。	年間新規相談件数はほぼ倍増はしていたが、新規相談受付後の継続相談件数は新規相談件数の約10倍と非常に高い水準であった。「ダブルケア」や「8050問題」など、複雑化・複合化した課題を抱える相談者の早期発見・早期把握に努めながら、個々の相談者に寄り添った継続的な支援を実施することができた。	相談者の困りごとに応じた関係機関への適切な繋ぎと関係機関との連携・強化を図りながら、市広報等で事業のPRを積極的に実施し、複合的な課題を抱える相談者の早期発見・早期把握に引き続き努めていく。また、相談窓口に求所する相談者のみならず、積極的な訪問支援(アウトリーチ)を行うことにより、窓口に足を運ぶことができない潜在的な相談者に対する支援も強化していく。	
(3) 感染症・自然災害(東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を含む)等により精神的負担を抱えている方への支援								
36	長期避難者等支援事業	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故によって本市に避難された方々が、各々の故郷に帰還できる日まで、行政サービスの提供等の支援を行います。また、本市から自主避難している方々の帰還・自立支援の促進を図ります。	総務部	総務法務課	①毎月広報等による情報提供を行う。 ②関係機関と連携しながら、避難者からの個別相談に対応する。	毎月、都山市の現状について情報提供や相談対応を行ないながら、県や避難元・避難先自治体、支援団体等と連携し、避難者の生活再建を支援することにより、避難終了に結びついている。	①毎月広報等による情報提供を行う。 ②関係機関と連携しながら、避難者からの個別相談に対応する。	
37	特定感染症検査等対策事業	性感染症のまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発活動やHIV・梅毒抗体検査、健康相談の実施や肝臓ウイルス検査により、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療及び先天性風しん予防を図ります。また、胎児の先天性風しん症候群の発症を防止する風しんワクチンの接種を効果的に進め、抗体検査を実施します。	保健福祉部	保健師保健課	HIV・梅毒抗体検査35回延べ400人実施	HIV・梅毒抗体検査35回延べ400人実施	感染の有無を調べることに伴って、感染しているのではないかと、この不安が軽減し精神的安定の一助となる。検査結果が感染有る場合は早期発見・早期治療につながる。まん延防止が図られる。	HIV・梅毒抗体検査実施計画 36回

郡山市いのち支える行動計画 進捗状況確認表 【重点施策(自殺の特徴や原因・動機を踏まえた施策) 1～6】

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況(内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画	
					重点施策1 勤務・経営問題に対する自殺対策の推進				
		勤務・経営問題による自殺リスクの低減に向けた支援・連携の強化							
38	多様な働き方支援事業	就労の不安定な方や就労の困難な方の社会参加と生活基盤の安定を図るため、多様な働き方ができるよう就労支援を実施します。	産業観光部	産業雇用政策課	外出が苦手な要支援者とのコミュニケーションに対応するため、オンライン会議システム(ZOOM)利用によるキャリアカウンセリング等の支援を実施する。また、事業の拡大を図るため、SNSやフリップリ、等を利用した周知・広報を行うとともに、福島県、ハローワーク、広域圏内の自立支援窓口等関係機関との連携強化により、事業運営を図る。	「就業」「就職」は、雇用情勢等の社会環境の影響を弱めたいが、効果は着実に表れており、継続し、且つ自立に向けた切れ目のない支援を行った結果、就労体験回数が増え、年度を上回るペースで実施できている。	外出が苦手な要支援者とのコミュニケーションに対応するため、オンライン会議システム(ZOOM)利用によるキャリアカウンセリング等の支援を実施する。また、事業の拡大を図るため、SNSやフリップリ、等を利用した周知・広報を行うとともに、福島県、ハローワーク、広域圏内の自立支援窓口等関係機関との連携強化により、事業運営を図る。		
39	商工業指導事業	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援します。	産業観光部	産業雇用政策課	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援する。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援することにより、経営の安定化に寄与することができた。	商工会議所・商工会が行う小規模事業者に対する経営指導等の経営改善普及事業を支援する。		
40	中小企業融資制度事業	市内中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営し、中小企業者の経営の安定等を図ります。	産業観光部	産業雇用政策課	①中小企業融資制度融資 ・新規融資件数 181件 ・新規融資総額 2,047,255,000円 ②災害対策資金融資利子補給 ・令和元年年台風19号 217件 ・10,690,546円 ・売上高等減少 279件 ・19,398,063円 ・令和13年2月福島県沖地震 357件 ・25,397,666円 ・令和14年3月福島県沖地震 106件 ・8,577,307円	市内中小企業者の資金需要に応じ、中小企業者の経営の安定が図られた。	中小企業者の経営の安定等を図るため、中小企業者の資金需要に対応した市融資制度を運営する。		
41	障がい者相談支援事業	障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、福祉制度の有効活用等について、相談者のニーズに合わせて助言を行います。また、地域における相談支援の中核的な役割を持つ障がい者基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談支援業務や相談支援事業所への指導・助言、相談支援書の作成等、障がい者の権利擁護などの業務を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	相談支援事業所における相談支援事業の実施 継続実施	障がい者及びその家族等の総合的な相談支援事業所に委託。 ・一般相談 (7か所) ・基幹相談支援 (1か所)	相談支援事業所における相談支援事業の実施継続実施		
42	障がい者就労支援事業	就労移行支援事業所等と連携して障がい者の職場体験学習を通して就労支援を行います。	保健福祉部	障がい福祉課	支援学校と連携して、市役所内において障がい者の職場体験学習を年2回実施し4人が参加した。	障がい者にとって、就労する前に実際の職場体験をすることは貴重な機会であり、今後も継続する。	支援学校のほか就労移行支援事業所等と連携して継続的に支援を行う。		
43	労働情報発信事業	県内外の大学生等の市内企業への就職促進を図るため、DXを活用した市内企業の紹介や就職活動に役立つ情報を発信します。	産業観光部	産業雇用政策課	労働情報紙：2回発行 メールマガジン：3回配信 SNS(LINE公式アカウント)：週1回配信 オンライン就職説明会参加者実人数：100名	労働情報紙：1回発行 メールマガジン：2回配信 SNS(LINE公式アカウント)：38回配信 オンライン就職説明会参加者実人数：52名	計画よりも少ない回数の情報発信となったが、就職活動に役立つ情報を発信することができた。	労働情報紙：2回発行 メールマガジン：3回配信 SNS(LINE公式アカウント)：週1回配信 SNS(LINE公式アカウント)：週1回配信	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
44	介護資格取得支援事業	慢性的に人材が不足している介護分野への人材を確保するため、介護資格取得費用の助成を行います。	産業観光部 産業観光課	産業雇用政策課	研修スクール及び介護事業所等への積極的なPRや、各機関と連携の上、補助対象者を増やす。	介護職員初任者研修：7件 (うち高校生 0名) 介護福祉士実務者研修：8件 (うち高校生 0名)	交付決定者数は、前年度を下回った。 研修スクール及び介護事業所等への積極的なPRや、各機関と連携の上、補助対象者を増やす。	
45	求職者職業訓練支援事業	就業機会の拡充と雇用の安定を図るため、福島労働局、公共職業安定所との連携により、国が実施する「求職者支援訓練」を利用する求職者に対し、職業訓練時の自己負担金を助成します。	産業観光部 産業観光課	産業雇用政策課	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助対象者を増やす。	目標値を上回る助成件数となった。 就業機会の拡充と雇用の安定が図られた。	福島労働局、公共職業安定所との連携により、補助対象者を増やす。	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
重点施策2 高齢者支援の充実								
高齢者の包括的な支援のための連携の推進								
46	いきいきダイアログ事業	在宅高齢者の介護予防、閉じこもり防止、認知症予防の推進と引きこもりがちな高齢者に社会参加を促し、健康寿命の延伸を図るため、地域交流センター等を会場とし、通所（送迎）により教養講座、趣味・創作活動、日常動作訓練等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	事業実施方法について一部見直しを検討しながら継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 近べ実施回数：437回 利用者数：357人 延べ利用者数：3,665人 	介護認定を受けずに継続利用してきた者の割合が、目標値を大きく超えた。本事業が、高齢者の閉じこもり防止、社会参加に大きく寄与することができた。	実施会場、送迎方法等について引き続き検討を重ねながら、本事業を継続して実施する。
47	包括的支援事業	介護予防の推進と地域包括ケアの推進を図るため、直営の基幹型地域包括支援センター及び委託による地域包括支援センターを設置し、高齢者への総合相談や介護予防ケアマネジメント等を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	継続して支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター相談件数（基幹包括含む） 総合相談283,208件 権利擁護4,488件 包括的継続的ケアマネジメント92,834件 一般介護予防764件 認知症施策の推進16,209件 	年々高齢者数の増加や問題が複雑化していることから、引き続き円滑な運営及び支援の充実や地域包括支援センター機能の強化を推進しながら事業を継続していく。	
48	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	心身に支障のあるひとりで暮らし高齢者の在宅生活での不安感解消と事故発生を防止するため、緊急時に緊急通報受信センターと連絡できる機器の貸与を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報システム利用世帯：1,036世帯 緊急通報システム通報件数：248件 	高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、引き続き事業を実施する。	
49	一般介護予防事業	高齢者自らがより介護予防に関心をもち、親しみやすい運動を広く周知するとともに、高齢者を年齢や心身の状態等により分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、歩いていくような地域づくりを推進します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	通いの場（いきいき百歳体操）設置数190か所 参加者数 2,950人	<ul style="list-style-type: none"> 通いの場（いきいき百歳体操）設置数137か所 参加者数 2,360人 	新型コロナウイルス感染症の流行により休止、休止した団体があり、事業の停滞を招いていたが、令和5年度は通いの場の活動再開、新規立ち上げの動きがみられている。目標値には届かなかったが、高齢者の閉じこもり防止や社会参加に寄与することができた。	
50	生活支援体制整備事業	協議体及び生活支援コーディネーターを確保し、支えあえる地域づくりを行うことで、高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる様々な生活支援・介護予防サービスを整備します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置により、地域における資源の開発やネットワーク構築等を通じた高齢者を支える地域づくりを進める。	<ul style="list-style-type: none"> 第1層生活支援コーディネーターの配置1人 第2層協議体開催1回 第1層協議体開催3回 第2層協議体開催2地区 第2層協議体開催76回 	生活支援コーディネーター13名が地域の助けあい（互助）の取り組みを推進したことにより、高齢者自身の介護予防に寄与することができた。	
51	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域での生活が継続されるため、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェの設置などにより認知症の方や家族等への支援を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	<ul style="list-style-type: none"> 認知症初期集中支援チーム相談件数：1,172件 認知症初期集中支援チーム訪問件数：149件 認知症地域支援推進員相談件数：15,197件 認知症カフェ参加者数：686名 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知啓発を図る。 ②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつながる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ①認知症の早期対応の重要性を理解してもらうよう引き続き市民への周知啓発を図る。 ②認知症初期の方への支援強化を図るため、早期に認知症初期集中支援チームにつながる支援を行う。 ③認知症カフェの開催支援 ④関係機関との連携強化 	

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの視点で評価ください。	令和6年度の実施計画
52	配食サービス活用事業	食事管理が困難な高齢者の栄養改善及び安否の確認を行うため、配食サービスを行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	利用者数、配食数ともに増加しており、サービス利用により栄養改善と安否確認を実施することができました。	・配食数：91,983食 ・利用者数：1,002名	1,000名以上の高齢者の安否確認を行った。	高齢者のニーズに合わせながら、今後も事業を継続する。
53	在宅医療・介護連携推進事業	急速な高齢化が進む中、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みながら地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで介護を受けることができよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築します。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	高齢化が進み、医療と介護の両方のニーズを有する高齢者の増加が見込まれる中で、在宅医療と介護の連携を強化する必要があることから、地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参加する会議や研修会等の開催に取り組むことで、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進に向け継続して実施する。	在宅医療・介護連携推進センターへの相談件数の増加や、医療介護関係者情報共有ツール登録者数の大幅な増加があり、活動を成果につなげることができました。 在宅医療と介護を一体的に提供するための支援体制の構築により、高齢者の自殺予防対策に寄与できました。	地域の医療や介護関係者のための相談窓口運営のほか、関係者が参加する会議や研修会等の開催、市民への相談対応、ACP普及啓発に取り組むことで、更なる地域包括ケアシステムの深化、推進を図りながら、継続して実施する。	
54	シルバーハウジング生活支援員派遣事業	在宅福祉サービスの充実を図るため、高齢者世話付き住宅入居者に対して生活支援員を派遣し、生活指導や安否確認を行います。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	継続して実施する。	・高齢者世話付き住宅に入居している世帯：21世帯 ・生活支援員支援件数：4,486件	生活指導や相談、緊急時の対応など、居住者が安心して暮らせるよう生活支援を行った。	引き続き生活支援員を派遣し、生活指導などのサービスを提供する。
55	認知症高齢者家族支援事業	認知症などにより、徘徊の安全を確保するたある高齢者等の安全を確保するたため、家族に対し、高齢者等が外出した際の所在が確認できる位置情報発信装置の貸し出しや、緊急連絡先等が確認できるQRコードの配布を行います。また、関係機関と構築したSOS見守りネットワークの充実強化を図ります。	保健福祉部	地域包括ケア推進課	・今後とも認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業、身元確認QRコード活用事業、認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業の周知を行い、登録者・利用者を増やし、認知症高齢者による行方不明事業発生時、その早期発見に努める。 ・認知症高齢者SOS見守りネットワーク「認知症高齢者声かけ訓練」の開催	①認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業における行方不明者の情報提供件数8件 ②認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業及び身元確認QRコード活用事業の利用登録者数は増加しており、利用登録者の安全確保と介護者の負担軽減を図ることができた。	・今後とも認知症高齢者SOS見守りネットワーク事業、身元確認QRコード活用事業、認知症高齢者位置情報探索機器貸与事業の周知を行い、登録者・利用者を増やし、認知症高齢者による行方不明事業発生時、その早期発見に努める。 ・認知症高齢者SOS見守りネットワーク「認知症高齢者声かけ訓練」の開催	
56	老人クラブ育成事業	高齢者の生きがいづくりのため、老人クラブ活動を支援します。	保健福祉部	健康長寿課	補助金の交付を継続するとともに、連合会事業への共催、スポーツ大会等に連携して取り組む。	老人クラブ活動の健全な伸張を図り、高齢者の豊かな知識と経験を生かし、高齢者福祉の向上及び明るく活気ある地域社会づくりのため、多様な社会活動に参加する団体の育成を目的として助成を行った。 ①郡山市老人クラブ連合会補助金3,327千円 ②郡山市単位老人クラブ活動費補助金9,197千円(166クラブ)	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、日頃から社会奉仕活動、生きがい活動、健康増進活動等を行っており、知識や経験を活かして諸団体とも協働し、地域の一員として活躍している。 老人クラブ及び連合会の活動を支援していくことで、これら社会的な役割が維持されている。	補助金の交付を継続するとともに、連合会事業への共催、スポーツ大会等に連携して取り組む。
57	高齢者の生きがいと健康づくり事業	高齢者が趣味やスポーツを通じて豊かな生活を創造できるよう、高齢者スポーツ大会や作品展を開催するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)出場者に対し激励金を交付しています。また、市ウェブサイトにおいて地域で活躍する高齢者の紹介や、健康づくりに役立つ情報を発信します。	保健福祉部	健康長寿課	①ゲートボール大会(R5年9月12日) ②高齢者スポーツ大会(R5年11月8日) ③高齢者作品展(R6年1月12日～14日)	高齢者がスポーツや趣味を通して、健康増進と生きがいを見だせる機会を提供し、高齢者の豊かな生活を支援するとともに、相互の理解と関心を高めた。 ①ゲートボール大会 57人 ②高齢者スポーツ大会 402人 ③高齢者作品展 1,345人	R5年度はコロナ禍前と同じように全ての大規模な作品展が実施でき、それらに参加する機会と取り組む目標をもって地域等の仲間と練習等に取り組み、孤立防止や健康増進につながっている。	①ゲートボール大会(R6年8月28日) ②高齢者スポーツ大会(R6年11月12日) ③高齢者作品展(R6年12月13日～15日)

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
重点施策4 子ども・若者支援の充実								
(1)子ども・若者の悩みの解消への支援・居場所づくりの推進								
65	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後、就労等により保護者のいない児童の居場所に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、適切な遊び及び生活の場を確保し、それぞれの子どもの居場所に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	こども部	こども総務企画課	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの子どもの居場所に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの子どもの居場所に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの子どもの居場所に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。	放課後、就労等により保護者が家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、それぞれの子どもの居場所に寄り添った支援により、児童が心身ともに健康な生活を送れるよう運営する。
66	家庭教育充実事業	保護者等が子どもたちの発達段階に応じた行動や考え方を理解し、子どもたちの健全な人格形成を図るため、家庭教育に関する学習会を開催します。	教育総務部	生涯学習課	家庭教育に関する学習の機会を提供することにより、家庭や地域の教育力向上を目指す。 ①家庭教育学習会 ②家庭教育講演会 ③就学前子育て講座	①家庭教育学習会 参加者数 49人 ②家庭教育講演会 参加者数 69人 ③就学前子育て講座 参加者数 2,527人	家庭教育に関する学習の機会を提供することにより、家庭や地域の教育力向上を目指す。 ①家庭教育学習会 ②家庭教育講演会 ③就学前子育て講座	家庭教育に関する学習の機会を提供することにより、家庭や地域の教育力向上を目指す。 ①家庭教育学習会 ②家庭教育講演会 ③就学前子育て講座
67	家庭教育ふれあい事業	少子化・核家族化等が孤立しがちな親子の居場所づくりと子育ての不安解消を図るための情報提供を行います。また、子育て支援センターの開設を始め、各公民館のスペースを子育て中の親子に開放することにより、地域住民とのふれあいの場を提供します。	教育総務部	中央公民館	のびのび子育て広場は8月から開催予定。公民館スペース開放事業は4月から開催予定。	①サポーター12人を委嘱 企画会議12回 研修会1回 ②のびのび子育て広場 4広場各12回 計48回 ③公民館スペース開放事業「はやママサロン」48回	のびのび子育て広場は、前年度より各広場定員を2～4組増やして募集して実施。各広場とも予定全12回開催した。はやママサロンの仲間づくり、居場所づくりには、いずれも親子の仲間づくり、居場所づくりにより、好評を得ている。	のびのび子育て広場は9月から開催予定。公民館スペース開放事業は4月から開催予定。
68	ファミリーサポート事業	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進めます。	こども部	子育て給付課	地域における子育てサポート体制の整備を図るため、地域のネットワークの充実を図りながら取り組み、会員同士の相互援助活動を進める。	総会員数 498名 おねがい会員数 341名 まかせて会員数 105名 両方会員数 52名 (年度更新前後からまかせて・両方会員+27名増加) 活動件数 1,558件	活動件数は、減っているものまかせて会員と両方会員の募集傾向を積極的に行ったこと、相互援助の母体となる会員数の増加が、子育て支援に繋がっており、子育てに不安や孤独を抱える家庭を地域で支える体制作りが図られた。	活動件数は、減っているものまかせて会員と両方会員の募集傾向を積極的に行ったこと、相互援助の母体となる会員数の増加が、子育て支援に繋がっており、子育てに不安や孤独を抱える家庭を地域で支える体制作りが図られた。
69	こども総合支援センター 「ニコニコこども館」事業	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士の子育ての交流を図るため、総合的な子育て支援を行います。	こども部	子育て給付課	「ニコニコこども館」において、子育ての相談、親子の触れ合い、親同士の子育ての交流を図るため、総合的な子育て支援を行う。	開催日数 336日 各種事業開催回数 1,144回 各種事業参加者数 65,873名 施設利用者数(遊び場のみ) 123,931名 子育て相談件数 1,505件	人数制限がなくなること、館全体の利用者数が増加した。それに伴い相談件数も増加し、総合的な子育て支援が図られた。	引き続き子育て中の親子の安心できる居場所として継続して実施する。
70	一時預かり事業	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施します。	こども部	保育課	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施した。 【実績】一時預かり事業(一般型)の利用延人数:11,100人	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。	急な用事や育児負担の軽減など、子育て家庭の様々なニーズに合わせて、保育所及びニコニコこども館、幼稚園等における一時預かりの保育を実施する。

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
71	教育のDX推進事業	児童生徒の情報活用能力等の質・量の向上と、ICT活用指導力の向上をめざす。 ○タフレット端末の継続導入 ○5教科(国・社・算・教・理・英)のオンライン学習教材の積極的活用 ○ICT支援員の全校配置 ○GIGAスクール運営支援センターの整備充実による学校や家庭のサポート体制の充実・義務教育学校の端末更新 ○中・義務教育学校の端末更新	学校教育部	教育研修センター	教育におけるDX研修、プログラミング教育や授業におけるICT活用の具体的な授業実践へ向けた「ICT活用授業づくり学習会」、市内各校の個別の要望に応じた「ICT出前講座」等、ICT活用指導力向上研修の充実を図る。	【教育におけるDX研修】4講座4回 ○情報教育担当者研修 14名参加 ○情報モラル教育講座 87名参加 ○校外支援システム活用講座 55名参加 ○プログラミング教育講座 53名参加 【ICT活用授業づくり学習会】5講座8回 計 53名参加 【ICT出前講座】25校38回(985名)実施	教員のICT活用指導力の向上は、児童生徒の多様な学びや主体的な学習の促進につながっている。情報モラル教育やSNS等による適切な関わり方の養成は、いじめ防止や自殺予防対策に効果を発揮している。本市の教職員のICT活用指導力は全国及び福島の平均より高く、今後引き継ぎ教員一人一人が自信を持って児童生徒の指導・支援にあたることのできるよう研修機会の充実を図り、自殺予防策に努めていく。	前年度の成果や課題を踏まえながら、教育におけるDX研修、プログラミング教育や授業におけるICT活用の具体的な授業実践へ向けた「ICT活用授業づくり学習会」、市内各校の個別の要望に応じた「ICT出前講座」等、ICT活用指導力向上研修の充実を図る。
72	児童虐待防止啓発事業	児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応を推進するために、啓発活動等を進めます。	こども部	こども家庭課	①児童相談所の実施 ②児童虐待防止協議会の実施 ③児童虐待防止協議会の実施 ④児童虐待防止協議会キャンペーンの実施	①児童相談所の実施 ②児童虐待防止協議会の実施 ③児童虐待防止協議会の実施 ④児童虐待防止協議会キャンペーンの実施	①児童相談所の実施 ②児童虐待防止協議会の実施 ③児童虐待防止協議会の実施 ④児童虐待防止協議会キャンペーンの実施	少子化、核家族化、晩婚化等により、身近に支援者がいない不安を抱える子育て世代に対して、郡山市要保護児童相談所協議会に協賛する地域ネットワークによる相談支援を実施することにより、児童虐待の未然防止はより難しく、自殺予防策にも繋がっている。
(2)SOSの出し方に関する教育の実施と教育推進のための連携強化								
73	子どもの薬物乱用防止教室実施事業	薬物乱用の低年齢化を防止するため、啓発活動、薬物に対する正しい知識の普及と乱用防止を図る授業を行います。	保健福祉部	保健所総務課	小学校5・6年生を対象に、薬物乱用の危険性・有害性、心身への影響等についての授業を実施した(実施校数8校、受講者690名)。また教室を実施する関係機関への啓発資料の貸し出しも行った。	小学校5・6年生を対象に、薬物乱用の危険性・有害性、心身への影響等についての授業を実施した(実施校数8校、受講者690名)。また教室を実施する関係機関への啓発資料の貸し出しも行った。	予定していた学校は全件実施することができず、児童に対する正しい知識の普及に貢献し、薬物乱用の低年齢化防止に寄与した。	多様な薬物乱用防止教室開催のため、各小中学校で実施する教室への職員派遣、保健所で保有する啓発資料の貸し出し及び専門家の紹介等により、さらなる支援の強化を図る。
74	いじめ防止等啓発事業	児童生徒の人格意識を高め、いじめのない環境づくりを推進する啓発を行います。	学校教育部	学校教育推進課	前年度のアンケートにより、いじめ防止指運用リーフレットの内容の見直しを実施した。郡山市立学校及び市内の私立小・中学校の新入生全員児童生徒へ配付した。	前年度のアンケートにより、いじめ防止指運用リーフレットの内容の見直しを実施した。郡山市立学校及び市内の私立小・中学校の新入生全員児童生徒へ配付した。	小学校版では、よりよい人間関係を築くことについていじめ防止に関する内容とし、中学校版では、具体的ないじめの形態やいじめ防止対策推進法について学ぶことについていじめ防止への対策を高める内容としている。また、本リーフレットを通して保護者への相談機関を知ることができた。	令和4・5年度の使用状況等を集約しながら、令和6年度にいじめ防止指導資料作成委員会を開催し、掲載内容等を含め見直しを行い、内容の充実を図っていく。
75	SOSの出し方教室	悩みを抱える中学生を派遣し、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊さ・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進します。	保健福祉部	保健所保健課	令和5年度実施状況 ・市内中学校、義務教育学校の27校、2,504名にSOSの出し方教室を開催した。	令和5年度実施状況 ・市内中学校、義務教育学校の27校、2,504名にSOSの出し方教室を開催した。	・新婦事業として「SOSの出し方に関する教育」を市内全27校の中学3年生を対象に教育委員会と連携し実施した。 ・当該事業は、重点施策である「子ども・若者支援の充実」に直結しているものであり、事後アンケートでも96%の生徒が「ためになった」と回答しており、自殺予防対策に有効である。	・市立中学校25校の3年生・義務教育学校2校の9年生を対象に、各学校に臨床心理士を派遣し、命の大切さ・尊さ・SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含む、心の健康の保持に係る教育等を行い、子ども・若者の自殺対策を更に推進する。 ・新たに小学校高学年を対象に、母子事業としてSOSの出し方教室を開催する(5校)

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
76	適応指導事業	子どもたちの様々な悩みや問題行動に対して、教育相談体制を充実させるとともに、直接体験の機会を提供するなど総合的な支援を行います。	学校教育部 学校教育センター	総合教育支援センター	①「学びのプロگرام」の実践と改善に努め、不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援、学校復帰に向けた取り組みを継続する。 ②本市の不登校児童生徒の継続として、自然体験、社会体験、芸術体験など、さまざまな体験活動を34回実施し、自主性や社会性が身につけられるよう支援する。 ③個に応じた心理判定員によるアセスメントや専門カウンセラーによるカウンセリングを実施し、効果的な支援に努める。	適応指導教室に通級した児童生徒105人のうち、45人が学校に復帰または一部復帰を果たすことができた。また、通級生の多くに不登校改善の傾向が見られた。	通級児童生徒へのカウンセリングやアセスメントをもとに、通級生一人一人の実態に応じた支援の充実を図ることにより、不登校・不登校状態からの脱却と、学校復帰や進路実現、社会的自立に向けた効果的な支援を展開することができた。新型コロナウイルス感染症防止対策をとりながら、多様な体験活動を34回実施し、自己肯定感、有用感やコミュニケーション能力を高め、参加した児童生徒のエンゲルギーアップを図ることができた。	①通級生一人一人に実態に応じた支援に努め、不登校児童生徒の居場所づくりや学習支援、学校復帰に向けた取り組みを継続する。 ②本市の不登校児童生徒の継続として、自然体験、社会体験、芸術体験など、さまざまな体験活動を34回実施し、自主性や社会性が身につけられるよう支援する。 ③個に応じた心理判定員によるアセスメントや専門カウンセラーによるカウンセリングを実施し、効果的な支援に努める。
77	スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校等の課題や児童生徒の悩み等の解決のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、スーバーバイザーを配置するとともに、専門性を高めるための研修を行います。スクールの配置については、現場のニーズ等に応じて、担当する学校や1日の勤務時間等の見直しを図ります。	学校教育部	総合教育支援センター	学識経験者や医師、臨床心理士を講師とした専門性向上のための研修会を実施（内容「不登校初期・中期等の時期に応じた対応について」「教育相談の在り方とSCとの連携」「発達障がいのある児童生徒の理解と支援の在り方」等）	大学教授等の専門家から、「不登校の初期・中期における対応について―関係機関との連携の在り方―」「スクールカウンセラーの役割と支援方法について」「カウンセリングのケース検討（事例研究）」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、保護者の悩みを解消するための支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られた。	大学教授等の専門家から、「不登校の初期・中期における対応について―関係機関との連携の在り方―」「カウンセリングのケース検討（事例研究）」をテーマに、個に応じた対応の仕方や児童生徒、保護者の悩みを解消するための支援のあり方について指導を受けることで、共通理解が図られた。	学識経験者や医師を講師とした専門性向上のための研修会を実施（内容「不登校初期・中期等の時期に応じた対応について」「教育相談の在り方とSCとの連携」「発達障がいのある児童生徒の理解と支援の在り方」等）

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
	重点施策5 女性支援の充実							
	女性のライフステージに合わせた支援の充実							
78	妊娠・出産包括支援事業 (こどもに赤ちゃん訪問事業)	安心して子どもを育てることができ る環境をつくるため、訪問事業を 実施します。	こども部	こども家庭 課	令和5年度～ 【妊娠・出産包括支援事業】 教室については参加者から来所型で の要望があり、仲間づくりの目的も あることから来所型へ変更する。 ①母親教室(来所型)年6回 ②育児教室(来所型)年12回	①ハローベビー妊娠クラス 延べ 253人参加 ②ハローベビー育児クラス 延べ 562人参加	コロナの5類への移行により、対面による教室が 再開されたことから、オンラインでも可能な参加者 の増加や、子育て世代同士の交流ができたことにより、 妊婦・産婦の不安の軽減や、孤立感の解消などが 図られている。	①妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズ に対して、市内5か所(こども家庭支援課、中央保健 センター、南保健センター、北保健センター、西 保健センター)に配属されたコーディネーター ・助産師)による相談支援を継続して実施 する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートプラン を作成し、リスクアセスメントを行い、安心し た出産・子育てに臨めるように助産師・保健師 が継続的に支援していく。
79	子育て世代包括支援センター事業	妊娠前から子育て期までの切れ目の ない支援を行うため、専門コディ ネーターを配属し、妊娠前及び乳幼 児の健康の保持増進に関する包括的 な支援を行います。	こども部	こども家庭 課	①妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズに 対して、市内5か所(こども家庭支援課、中央保健 センター、南保健センター、北保健センター、西 保健センター)に配属されたコーディネーター ・助産師)による相談支援を継続して実施する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートプランを 作成し、リスクアセスメントを行い、安心して出 産・子育てに臨めるように助産師・保健師が継続 的に支援していく。	①市内5か所(こども家庭支援課、中央保健セ ンター、南保健センター、北保健センター、西保 健センター)にコーディネーター(助産師)を 配属し、年間を通して妊産婦支援を行った。 電話(延べ)1,375件、来所(延べ)2,108件 ②母子健康手帳交付者に対する本事業のニーズは 増加している。	妊産婦数は減少傾向にある中、母子健康手帳交付 者の面談時に実施する初萌アセスメント等の結果 から、寄り添った支援が必要な妊産婦は増加傾向に あり、これらの支援を実施する本事業のニーズは 増加している。	①妊娠、出産、子育て期にわたる様々なニーズ に対して、市内5か所(こども家庭支援課、中央保健 センター、南保健センター、北保健センター、西 保健センター)に配属されたコーディネーター ・助産師)による相談支援を継続して実施 する。 ②母子健康手帳交付者に対してサポートプラン を作成し、リスクアセスメントを行い、安心し た出産・子育てに臨めるように助産師・保健師 が継続的に支援していく。
80	母子健康教育 (出前講座)事業	性や性感染症に関する講座を実施し ます。	保健福祉部	保健所保 健・感染症 課	新型コロナウイルス感染症の影響により実施予定無し。	実施なし	中高専修学校等の生徒等を対象に、性感染症予 防の講座を実施する。	
81	母子健康教育 (思春期)事業	児童、生徒が生命の大切さを実感で きるよう、発達段階に応じた思春期 保健講座を開催します。	こども部	こども家庭 課	市内の中学校に出向き、中学1～3年生を対象 と、①講義 ②育児体験にて思春期教育を行 う。	①講義 5校5回実施 404名受講 ②育児体験 7校16回実施 4,86名受講	講義や育児体験を通して、自分が守られて育つて きたことや、自己・他者とも大切にすることを 考えさせる契機になっている。	①講義 9校9回 ②育児体験 12校40回
82	妊産婦健康診 査事業	妊産婦の健康増進を図るため、 妊産婦健康診査の助成を行い、より 安全に妊娠・出産に取り組める環 境を整備します。また新生児聴覚検査 の費用の一部を助成します。	こども部	こども家庭 課	① 妊産婦健康診査 15回/人 ② 産後(2週間・1か月)健康診査 2回/人	① 妊産婦健康診査 22,263回 ② 産後(2週間・1か月)健康診査3,431回	妊産婦健康診査の受診により、妊産婦、胎児の 異常の早期発見、早期治療に配慮するものであ る。健診時にメンタル面の不調や育児不安等に對 応すること、産後(2週間・1か月)健康診査 2回/人	① 妊産婦健康診査 15回/人 ② 産後(2週間・1か月)健康診査 2回/人
83	母子自立支援 事業	ひとり親家庭の自立を促進するため、就 業に必要な知識・技能の習得に対する給 付金を支給するとともに、民間福祉住宅 の家賃の支援や労働時間短縮費用の助 成、さらには、学習支援員を派遣し、子 どもの字刃向上や基本的な生活習慣の習 得を支援します。	こども部	こども家庭 課	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 50人予定 ・就業者数 15人目標	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 49人 ・就業者数 7人	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 50人予定 ・就業者数 15人目標	母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施 ・相談者数 50人予定 ・就業者数 15人目標
84	養育支援訪問 事業	妊産婦等の育児や家事の負担を軽減し、 心身の健康と安心した子育てができる環 境を整備するため、ホームヘルパーの派遣 を行うほか、育児支援が必要な家庭に助 産師や保健師等を派遣し、育児不安の解 消、助言・指導を行います。	こども部	こども家庭 課	妊娠・出産期におけるヘルパー派遣に対する二 次は高まっていることから、利用対象者を前年度 と同じし産前から、産後1年(多胎児は2年)以内の 妊産婦とし、1時間単位で柔軟に利用ができるよう に図る。 ①産前・産後ヘルパー派遣事業400回 ②育児家庭訪問事業80回	少子化が進む一方で、家庭を取り巻く環境は多 様化し、妊娠中の家事や出産後の育児に不安を 抱える世帯の支援が増えたことから、実績とし て増加した。 ①産前・産後ヘルパー派遣事業 392回 ②育児家庭訪問事業 55回	妊娠・出産期におけるヘルパー派遣に対する二 次は高まっていることから、利用対象者を 産前から、産後1年(多胎児は2年)以内の妊産婦 に加え、主たる養育者も拡大し、1時間単位で 柔軟に利用ができるように図る。 ①産前・産後ヘルパー派遣事業400回 ②育児家庭訪問事業80回	妊娠・出産期におけるヘルパー派遣に対する二 次は高まっていることから、利用対象者を 産前から、産後1年(多胎児は2年)以内の妊産婦 に加え、主たる養育者も拡大し、1時間単位で 柔軟に利用ができるように図る。 ①産前・産後ヘルパー派遣事業400回 ②育児家庭訪問事業80回

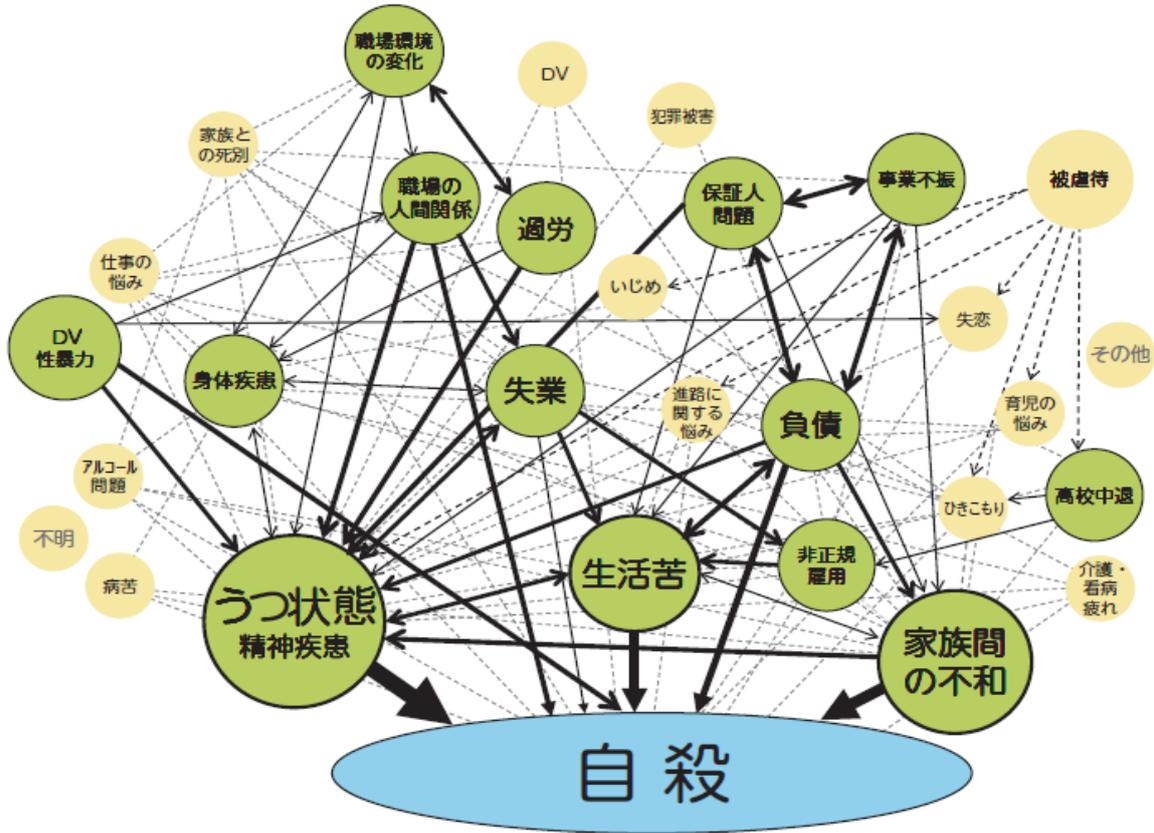
参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
85	産後ケア事業	妊娠前から切れ目のない子育て支援の充実を図るため、産院を週産し心身ともに不安定になりやすい産後ケア事業(シム、ファミリー、デイケア)を行い母体回復や育児不安の軽減を図ります。	こども部	こども家庭課	産後の育児不安の軽減や母体の回復の促進を図るため、産後ケア事業の更なる周知を図る。 ①産後シヨートステイ事業 市内医療機関等施設6か所 ②産後デイケア事業 市内医療機関等施設6か所 ③産後アウトルーチ事業 市内医療機関等施設6か所	①産後シヨートステイ事業 実人員 113人、延べ日数 351日 市内医療機関等施設6か所 ②産後デイケア事業 実人員 77人、延べ日数 84日 市内医療機関等施設6か所	産後は、身体的にも精神的にも大きく負担がかかり、育児不安が強い時期であるが、移住先が異なるため、早期の支援が求められている。本事業は育児不安の解消だけではなく、産後に休養の機会を与えられる事業であり、利用者の不安解消度も高く、自殺予防策に繋がる事業である。	産後の育児不安の軽減や母体の回復の促進を図るため、産後ケア事業の更なる周知を図る。 ①産後シヨートステイ事業 市内医療機関等施設6か所 ②産後デイケア事業 市内医療機関等施設6か所 ③産後アウトルーチ事業 市内医療機関等施設6か所
86	男女共同参画推進事業	市民一人ひとりが男女共同参画に対する理解を深めるために参画協会の充実を図るとともに、啓発活動や情報提供を行い、家庭や学校、地域、職場等において、市、市民、事業者が一体となって取り組む、「男女共同参画のまち 郡山」の実現を目指す。	市民部	男女共同参画課	①男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②さんかく教室の開催 ③「シンフォニー」2回発行	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰事業 …4名表彰 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」 ・メニュー講座13回(1,133人) ・フリープラン講座2回(64人) ③こおりやま男女共同参画情報紙「シンフォニー」発行…2回発行(全戸配布)	①誰もが働きやすい体制の整備や環境づくりに積極的に取り組んでいる事業者を募集・審査・表彰してきた。 ②「さんかく教室」受講により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。 ③「シンフォニー」掲載の記事により、人権尊重意識、男女共同参画意識が浸透した。	①郡山市男女共同参画推進事業者表彰の実施 ②郡山市男女共同参画学習サポート事業「さんかく教室」の実施 (「シンフォニー」発行は令和5年度で完了)

参考番号	事業名	事業概要	担当部署	担当課	令和5年度の実施計画	令和5年度実施状況 (内容や実績など)	R5年度 実施状況に関する担当課の評価 ※各事業が自殺対策にどう結びついているかの観点で評価ください。	令和6年度の実施計画
	重点施策6 自殺未遂者・自死遺族支援の充実							
	(1)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携							
87	セーフコミュニティ推進事業 (地域診断)	各種統計データを収集し分析することにより本市におけるけがや事故の状況を明らかにするために、隣接地域診断を実施します。	市民部	セーフコミュニティ課	セーフコミュニティ活動支援動画の配信やイベントでの啓発活動の実施。令和5年度未実施。	セーフコミュニティの認知度向上のため、イベントや出前講座などの参加やSNSを利用した情報発信を行った。	けがや事故の予防活動による市民の安全・安心の向上や市民、団体、行政等の協働による安全・安心なまちづくりの意識の醸成に繋がることで自殺予防対策に結び付けた。	地域診断の実施。 セーフコミュニティ活動支援動画の配信やイベントでの啓発活動の実施。
	(2)自死遺族等に対する相談・支援の充実							
	(3)医療機関・警察・消防等関係機関・庁内各課との連携							
88	自殺対策推進事業(自死遺族支援)	自殺予防を図るため、「生きること」の包括的支援」に係る庁内外関係機関、セーフコミュニティ推進協議会、自殺対策委員会との連携により、自死遺族支援を推進していきます。	保健福祉部 保健福祉課	保健所保健・感染症課	・福島いのちの電話主催の事業や相談窓口の周知啓発をする。 ・福島いのちの電話の電話による支援の充実を図る。 ・NPO法人ライフリンクとの連携をもとにSNS相談などを強化する。 ・自殺予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。	・郡山市で開催した「いのちの電話全国大会」の周知啓発を行った。 ・連携協定を結んでいるライフリンクの郡山市専用のSNS相談窓口について、医療機関等に周知啓発を行った。 ・自殺予防対策キャンペーンに、民間団体5団体、27名が参加した。	・当該事業は、自殺未遂者、自死遺族支援の充実に関する内容である。 ・遺族や親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、心理的影響が緩和されるよう、支援の強化をはかる必要がある。	・郡山市セーフコミュニティ推進協議会 自殺予防対策委員会において、自死遺族の心情に配慮した広報活動と課題について協議する。 ・福島いのちの電話主催の事業や相談窓口の周知啓発をする。 ・福島いのちの電話を含む民間団体活動の把握と連携強化をする。 ・NPO法人ライフリンクとの連携をもとにSNS相談などを強化する。 ・自殺予防対策キャンペーンに参加できる民間団体を募集する。

【参考】 自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）

「自殺実態1000人調査」から見てきた

自殺の危機経路図



出典：「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人ライフリンク）

上の図は、特定非営利活動法人ライフリンクが行った自死遺族 1,000 人に対する聞き取り調査の結果から見てきた自殺の危機経路図（自殺に至る可能性の高い経路）です。

丸の大きさは、自殺に至る要因の発生頻度を表しており、丸が大きいほど自殺に至る要因となる頻度が高くなります。矢印の太さは要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強くなります。

要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し連鎖しています。自殺で亡くなられた方は、平均して「4つの要因」が連鎖して自殺に至ったことが分かっています。

また、図以外にも、性別、年代、職業等によって、自殺に至る要因の連鎖に特徴があることも分かっています。

【郡山市いのち支える行動計画 「自死と自殺」用語の使い方について】

「自死・自殺」の表現によるガイドライン（NPO 法人全国自死遺族総合支援センター）の考え方を参考にし、法律の名称や統計用語のほか、「自殺防止」「自殺未遂」等行為を表現する際は「自殺」を使用し、遺族や遺児に関して表現する際は「自死」を使用します。

遺族の心情から、「自殺」を「自死」に言い換えている自治体もありますが、本市においては、若者の自殺が深刻化している状況の中、「自死」にしてしまうと事の重大さが伝わらないという「自死・自殺」の様々な側面を考慮し、使い分けをしております。

人が自らのいのちを絶たなければならなかったということは、当事者のみならず遺された周囲の人々にも、また広く社会全体にとっても、例えようもなく辛く苦しいことです。

また、「自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという反面、身近な人であっても気づきにくい場合がある」と言われており、遺された人々の悲しみははかりしれず、遺された人々の心情を理解した対応が大切です。

タブー視することなく現実と向き合い、互いに心情を理解し合うこと、誰もが孤立に陥らないよう支え合いと一層の支援策の強化を図ることが重要になっています。

（参考：平成 25 年 NPO 法人全国自死遺族総合支援センターガイドライン）

自殺対策リボンとは

自殺対策の啓発活動の一環として、全国スタンダードリボンとなるよう、2007 年 7 月に仙台市内の街頭キャンペーンよりリリースされました。

「リボン」・・・つながる、結ぶ

「萌黄色」・・・人と人とのつながりの広がり、信頼の芽生え、
生きる力の回復

「ゴールド」・・・プライドの回復

◎リボンを身につけていただくことは、自殺予防活動や自死遺族支援活動を行う気持ちがあるという意思表示になります。



○自殺予防週間・月間等

自殺対策基本法により、毎年9月10日から9月16日は「自殺予防週間」、毎年3月は「自殺対策強化月間」と定められています。

福島県においては、9月と3月の各1か月間を「福島県自殺対策強化月間」と定め、自殺防止のための普及啓発活動に取り組んでいます。

この取り組みにより自殺や心の健康についての理解を深め、偏見をなくすことを目的としており、本市においても、自殺防止のための普及啓発活動に努めます。

9月は、世界自殺予防デー（9月10日）や自殺予防週間（9月10日～16日）を中心として全国的に啓発活動が行われています。

3月は、就職や進学、転勤や転居など、生活環境が大きく変わり、精神的負担が大きくなる時期となります。

○自殺の統計について

2種類の統計が発表されます。各統計には、それぞれ下の表にまとめたような特徴があります。

	自殺統計(警察庁)	人口動態統計(厚生労働省)
調査票	自殺統計原票	人口動態調査票の死亡票
作成者 集計方法	 警察官 警察署の検視又は見分を行った警察官が速やかに作成する。 →各都道府県の警察本部の扱った自殺事例の報告をもとに警察庁生活安全局地域課が全国集計。	 医師 医師→市区町村→保健所→保健所長→厚生労働省。 集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行う。
調査対象	総人口(日本における外国人も含む)	日本における日本人
調査時点	発見地を基準に発見時点で計上	住所地(住民票がある市町村)を基準に死亡時点で計上
事務 手続き	捜査等(死体発見時以後の調査等)により、自殺であると判明した時点で自殺統計原票を作成し計上	自殺、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理。死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上しない。
自殺率計算に使用されている人口	人口推計・総人口(総務省)	人口推計・日本人人口(総務省)
検索	 警察庁：「統計のページ」 http://www.npa.go.jp/toukei/index.htm	 厚生労働省：「人口動態統計のページ」 http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html

参照：自殺対策情報／福島県精神保健福祉センター 2014.7

○自殺死亡率の出し方

【計算式】自殺率地域の自殺者数÷人口×100,000

出典：福島県ホームページ「自殺関連統計（計算方法など）」より作成
 URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21840a/suicide-statistics.html>

郡山市自殺対策基本条例

平成 29 年 6 月 30 日

郡山市条例第 36 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

第 2 章 基本的施策（第 9 条—第 16 条）

第 3 章 推進体制（第 17 条—第 20 条）

第 4 章 雑則（第 21 条・第 22 条）

附則

誰もが、心身ともに健康で安心して暮らすことを望んでいる。しかしながら、わが国においては、毎年、健康問題、経済問題、家庭問題、人間関係等の様々な理由から多くの方が自殺で亡くなっている。

それは本市においても例外ではなく、日々の生活に不安を感じている多くの市民がいることに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力災害の影響等により避難している方の孤立等、自殺につながる可能性がある様々な問題を抱えており、自殺対策は重要な課題の一つとなっている。

自殺に至る背景には様々な社会的要因があり、私たち一人ひとりが自ら又は家庭において自殺防止に向けた取り組みを行うことはもとより、自殺を社会全体の問題として捉え、本市の実情に応じた自殺に関する制度の見直し、相談・支援体制の整備等の社会的な取り組みを充実することにより、市民一人ひとりが、自殺に対する関心と理解を深め、誰もが自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策についての基本理念を定めることにより、市、事業主、学校等教育機関、市民並びに議会及び議員の責務を明らかにするとともに、自殺対策に関し必要な事項を定め、自殺対策の総合的な推進を図り、市民一人ひとりが、誰も自殺に追い込まれることなく、心身ともに健康で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 自殺対策は、自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号。以下「法」という。）第 12 条に規定する基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を踏まえ、自殺は防ぐことのできる社会的な問題として認識し、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして、安全・安心なまちづくりと一体となって実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺には多様な社会的要因が背景にあることを踏まえ、単に精神保健的な観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、市、国、他の地方公共団体、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者の相互の密接な連携及び協力の下に実施されな

ればならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、自殺対策について、関係機関との連携のもと、自殺に関する現状を把握し、本市の状況に応じた施策を策定して実施するものとする。

2 市は、市内の自殺に関する状況及び情報について分析するとともに、緊急を要する場合は、速やかに対応するものとする。

3 市は、市民の経済的及び精神的な問題等の生活上の悩みに関する相談等について、各種窓口の充実及び業務の連携により適切に対応するものとする。

4 市は、医療機関、事業主、学校等教育機関、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他関係する者が実施する自殺対策に関する取り組みを支援するものとする。

5 市は、職員等が、心身の健康を保持し職務に従事することができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市及び関係機関と連携し、その職場で働く全ての者が心身ともに健康で職務に従事することができるよう、職場環境づくり等適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 福祉、医療、教育その他のサービスを提供する事業主は、市及び関係機関と連携し、当該サービスの利用者の心身の健康を保持するために適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校等教育機関の責務)

第5条 学校等教育機関は、自殺対策に取り組む当事者としての意識を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、市、関係機関、保護者等と連携し、児童生徒及び学生等が心身ともに健康な生活を送ることができるよう、適切な措置を講ずるものとする。

2 学校等教育機関は、いのちの尊さを学ぶ機会を設けるよう努めるとともに、児童生徒及び学生等からの心の迷い等の兆候を見逃すことなく、適切に対処するものとする。

3 学校等教育機関は、いじめと自殺の因果関係の有無に十分配慮するとともに、いじめの防止及び早期発見に努め、いじめの対策に万全を期するものとする。

4 学校等教育機関は、市及び関係機関と連携し、教職員等が心身ともに健康で職務に従事することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、自殺が自己に関係のある問題となり得ること及び自殺の防止等に資する行為を自らが行い得ることを認識し、自殺及びその背景にある問題に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれが自殺に関し適切な役割を果たすよう努めるものとする。

(議会及び議員の責務)

第7条 議会は、自殺対策に関する市の施策が効果的に推進されるよう調査するとともに、評価を行い、必要に応じ、提言を行うものとする。

2 議員は、自らが自殺対策の担い手としての自覚を持つとともに、自殺に対する正しい理解を深め、自殺対策に積極的に取り組むものとする。

(名誉及び心情並びに生活の平穏への配慮)

第8条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者並びにそれらの親族を含む周囲の人々の名誉及び心情並びに生活の平穏に十分配慮し、これらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

第2章 基本的施策

(調査研究の推進等)

第9条 市は、自殺対策に係る調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(市民の理解の増進)

第10条 市は、教育活動、広報活動等を通じ、自殺の防止等自殺に関する諸問題への市民の理解を深め、市民一人ひとりが自殺対策の担い手となるよう必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第11条 市は、自殺対策を推進するため、関係団体等との連携協力を図りながら、人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康保持及び自殺発生回避の相談体制等)

第12条 市は、職域、学校等教育機関、地域等において、市民の心の健康の保持及び増進並びに自殺の発生を回避するための相談を受けることができる体制の整備及び充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供の体制整備)

第13条 市は、心の健康保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者の早期発見に努めるとともに、必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、医療機関等との適切な連携の確保等の施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等への支援)

第14条 市は、自殺未遂者及び自殺のおそれがある者が、自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自死遺族等への支援)

第15条 市は、自死遺族又は自殺未遂者の親族等が受ける複雑かつ深刻な心情に配慮し、その深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体等への支援等)

第16条 市は、自殺対策に取り組んでいる民間団体等が継続的に事業の展開を図ることができるよう、各団体等の実情に応じた支援等を行うよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(計画の策定)

第17条 市は、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、法第13条第2項の規定に基づき、計画を策定するものとする。

(推進組織の設置)

第18条 市は、自殺対策を効率的、効果的に実施するため、推進組織を設置するものとする。

(財政上の措置等)

第19条 市は、この条例の目的を達成するため、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(報告及び公表)

第20条 市は、毎年、自殺対策に関する計画について評価を行い、市における自殺の概要及び施策の実施状況を議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

第4章 雑則

(条例の見直し)

第21条 この条例は、自殺対策の運用状況、実施効果等を勘案し、第1条の目的の達成状況を評価

した上で、必要に応じて見直しを行うものとする。

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 9 月 10 日から施行する。

郡山市自殺対策推進庁内委員会設置要綱

(設置)

第1条 郡山市自殺対策基本条例（平成29年郡山市条例第36号）第18条の規定に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、郡山市自殺対策推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定及び見直しに関すること。
- (3) その他自殺対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長には保健所次長、副会長には保健・感染症課長をもって充てる。

3 委員には、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じ委員以外の市職員等の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部保健所保健・感染症課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 局	職 名
総務部	総務法務課長
	職員厚生課長
政策開発部	広聴広報課長
税務部	市民税課長
	収納課長
市民部	市民・NPO活動推進課長
	男女共同参画課長
	国民健康保険課長
	国保税収納課長
	セーフコミュニティ課長
文化スポーツ部	国際政策課長
保健福祉部	保健福祉総務課長
	生活支援課長
	障がい福祉課長
	健康長寿課長
	地域包括ケア推進課長
	保健所総務課長
	保健所健康づくり課長
こども部	こども総務企画課長
	子育て給付課長
	こども家庭課長
	保育課長
産業観光部	産業雇用政策課長
建設部	住宅政策課長
教育委員会事務局 教育総務部	生涯学習課長
	中央公民館長
	勤労青少年ホーム館長
教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課長
	学校教育推進課長
	総合教育支援センター所長
	教育研修センター所長
上下水道局	お客様サービス課長